

令和4年第6回

置戸町議会定例会会議録

令和4年9月12日開会

令和4年9月13日閉会

置戸町議会

令和4年第6回置戸町議会定例会（第1号）

令和4年9月12日（月曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第44号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第45号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第46号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第47号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 8 議案第48号 令和4年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第49号 令和4年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第50号 令和4年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 同意第 3号 置戸町教育委員会委員の任命について
- 日程第12 諮問第 1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第13 認定第 1号 令和3年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第 2号 令和3年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 3号 令和3年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 4号 令和3年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第 5号 令和3年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第 6号 令和3年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第 7号 令和3年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 報告第 7号 令和3年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 日程第21 報告第 8号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定

- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第 44 号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 45 号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 46 号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 47 号 令和 4 年度置戸町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 8 議案第 48 号 令和 4 年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 49 号 令和 4 年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 50 号 令和 4 年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 同意第 3 号 置戸町教育委員会委員の任命について
- 日程第 12 諮問第 1 号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 13 認定第 1 号 令和 3 年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 認定第 2 号 令和 3 年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 認定第 3 号 令和 3 年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 認定第 4 号 令和 3 年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 認定第 5 号 令和 3 年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 認定第 6 号 令和 3 年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 認定第 7 号 令和 3 年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 報告第 7 号 令和 3 年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 日程第 21 報告第 8 号 例月出納検査の結果報告について

○出席議員（8名）

1 番	石 井 伸 二 議員	2 番	小 林 満 議員
3 番	阿 部 光 久 議員	4 番	佐 藤 勇 治 議員
5 番	澁 谷 恒 壹 議員	6 番	高 谷 勲 議員
7 番	嘉 藤 均 議員	8 番	岩 藤 孝 一 議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町 長	深 川 正 美	副 町 長	蓑 島 賢 治
会計管理者	岡 部 信 一	企画財政課長	坂 森 誠 二
総務課長	鈴 木 伸 哉	総務課参与	石 井 信 義

町民生活課長 渡 邊 登 美 子
施設整備課長 名 和 祐 一
企画財政課財政課長補佐 菅 原 嘉 仁

産業振興課長 五 十 嵐 勝 昭
地域福祉センター所長 石 森 実
総務課総務係長 鈴 木 良 知

〈教育委員会部局〉

教 育 長 平 野 毅
社会教育課長 須 貝 智 晴
図 書 館 長 遠 藤 薫

学校教育課長 大 戸 基 史
森林工芸館長 小 野 寺 孝 弘

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 田 中 耕 太

〈選挙管理委員会部局〉

事 務 局 長 鈴 木 伸 哉 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 小 鷹 浩 昭

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事 務 局 長 今 西 美 紀 子
臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 加 藤 洋 聖

◎開会宣言

○岩藤議長 ただいまから、令和4年第6回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって2番 小林満議員及び3番 阿部光久議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

- ・ 議案第44号から議案第50号。
- ・ 同意第3号。
- ・ 認定第1号から認定第7号。
- ・ 諮問第1号。
- ・ 報告第7号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

- ・ 報告第8号。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 次に、一部事務組合の会議について、組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会。

4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔登壇〕 去る、令和4年7月12日招集の第2回臨時北見地区消防組合議会の結果について報告いたします。

はじめに、会議録署名議員の指名を行い、会期を7月12日の1日間と決定いたしました。

次に、本会議に提案された議件は、4件であります。

議案第1号 令和4年度北見地区消防組合一般会計補正予算については、歳入歳出それぞれ1,816万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億2,243万9,000円とするもので

あります。置戸町関係分につきましては、歳入歳出の補正で、本年6月の第4回置戸町議会定例会で議決、承認のとおりであります。歳入、繰越金の303万6,000円の追加と、歳出、置戸支署職員給与の159万円の減額で、既定予算の財源調整を行い、北見地区消防組合負担金の462万6,000円の減額であります。

次に、議案第2号の財産の取得につきましては、現在、留辺蘂消防団に配備しております水槽付消防ポンプ自動車の更新整備で、取得価格が6,380万円であるため、3,000万円を超えることにより、議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められたものであります。取得価格が6,380万円、納入期限が令和6年1月31日であります。

次に、議案第3号及び議案第4号につきましても同様の議会の議決を求められた案件であります。

議案第3号の財産の取得につきましては、現在、置戸消防団、置戸分団に配備しております水槽付消防ポンプ自動車の更新整備であります。取得価格が5,280万円、納入期限が令和6年1月31日であります。

次に、議案第4号 同じく財産の取得については、現在、訓子府支署に配備しております小型動力ポンプ付水槽自動車の更新整備であります。取得価格が5,324万円、納入期限が令和6年1月31日であります。

なお、財産の取得に関わる各車両は、第1回臨時消防組合議会において、いずれも債務負担行為の追加が承認された車両であります。

以上、辻管理者より提案理由の説明がなされ、その後、議案第1号から第4号までに対する質疑、討論を行い、原案のとおり可決・承認されました。

なお、審議の内容につきましては、配付の資料のとおりであります。

以上で、北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

令和4年9月12日、報告者、佐藤勇治。

○岩藤議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○岩藤議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から9月14日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月14日までの3日間に決定しました。

◎日程第 3 行政報告

○岩藤議長 日程第3 町長から行政報告の申し出があります。

発言を許可します。

町長。

○深川町長〔登壇〕 9月定例会の冒頭で議案説明の前に2点報告をいたします。

1点目といたしましては、本年の気象状況及び農作物の育成状況でございます。

本年も例年よりも遅く1月下旬までまとまった降雪が見られず、昨年に続き土壌凍結が進んでおりました。春先は気温の高い日が多く、5月の前半は低気圧を含む気圧の谷や高気圧が交互に通過したため、周期的に天気が変わりましたが、降水量は少なく気温も平年より高く推移いたしました。

後半は、低気圧や気圧の谷の影響で曇天が多く、まとまった降雨がありましたが、各作物とも植え付け作業は順調に進めることができました。6月に入ってから、低気圧や気圧の谷の影響により、曇り、雨の降った日が多く、気温もかなり低めに推移しました。

そんななか、6月19日には、秋田地区から境野地区にかけて線状降水帯が発生し、局地的な雷を伴った大雨となり、食用馬鈴薯やてんさいなどに被害が発生しております。また、7月4日には、豊住地区から境野、川南地区にかけて同じく線状降水帯が発生し、雷や降ひょう、突風を伴う短時間での激しい雨となり、たまねぎや小麦を中心に町内全域で被害が発生いたしました。

さらに、7月18日は、置戸市街地区から境野地区にかけて積乱雲が発達し、一時的に雷を伴う激しい雨となりました。境野アメダスの観測では、1時間あたりの最大降水量が67.5ミリと観測史上、最高値を記録いたしました。また、10分間の降水量も18ミリと激しい雨を観測しております。農業被害では、小麦やデントコーンを中心に、表土流亡や冠水などの被害が出ております。

本年は、気温も平年より高く推移し、降水量も6月中旬までは平年並みと全般的には農作物の育成及び農作業は順調に推移してきましたが、6月中旬から7月中旬にかけての激しい大雨、降ひょうにより、てんさいの一部圃場、たまねぎでは、腐敗病の著しい圃場において廃耕が余儀なくされるなど、収量、作柄に大きな影響を受けております。8月後半からは、本格的な収穫作業を迎えておりますが、全体的には例年並みの収穫作業で進んでおります。9月1日現在の主要作物の育成状況につきましては、お手元の資料のとおりではございますが、その概要を申し上げます。どうぞご参照ください。

秋まき小麦から報告いたします。

昨秋は昨年より6日早く播種を終え、天候は概ね良好で育成は順調でしたが、12月中旬までまとまった降雪は見られず、土壌凍結は平年よりも深くなりました。その後の降雪は平年並みで春を迎え、雪腐病の発生はほとんど皆無でありました。

起生期は平年より遅れましたが、幼穂形成期、止葉期、出穂揃期とも平年並みでありました。6月下旬以降は高温で推移し、成熟期は平年より早まりました。7月4日及び18日の激しい降雨によって倒伏が発生し、出穂期から成熟期の登熟日数は6日ほど早まり、収穫作業は天候にも恵まれ順調に進み、平年よりやや早く終えております。反収は昨年よりも86キロ少ないものの635キロ、製品歩留は昨年には及びませんが、82.2%との見込みとなり、作柄は概ね平年並みとなっております。

なお、縞萎縮病の発生が一部見られましたが、心配された、なまぐさ黒穂病は確認されておられません。

続きまして、ばれいしょは、植え付け作業が平年並みに始まり、植付期から植付終と作業は順調に進みました。その後、萌芽期、着蕾期と概ね育成は順調に推移してまいりました。植え付け以降、6月上旬を除いて気温は高く、また日照時間は平年並みで降水量は極めて多かったことから、軟弱徒長

気味で生育し、茎長は平年値を上回っております。しかし、6月、7月の降ひょうや集中豪雨の影響もあり、一部圃場では茎葉の損傷が見られ、また多雨傾向だったこともあり茎葉黄変期は少し早まっております。収穫作業は平年並みに始まり、現在のところ、収量、規格内収量ともに平年並みを見込んでおりますが、昨年を上回る降水量の影響から、塊茎腐敗が心配されるところでもあります。

次に、てんさいについて申し上げます。

移植栽培につきましては、育苗、移植時期とも天候に恵まれて、平年より早く進んでおります。5月中の乾燥傾向は下旬の降雨で解消したものの、その後の低温と日照不足傾向で育成は抑制されました。しかし、6月下旬以降の日照時間は平年並みとなり、気温は高めに推移し、十分な降雨に恵まれたことから育成は回復しております。褐斑病やヨトウガ食害などの発生も抑えられて、作況圃においては、草丈63.9センチ、茎葉27.3枚、根周は、30.9センチと順調に進んでおります。

裏面にお進みください。

直播栽培は、例年より土壌凍結が深く耕起がやや遅れましたが、播種期、播種終が強風や降雨の影響もあり、平年よりやや遅れて終了いたしました。出芽期は平年並みであったものの、播種後の乾燥、低温等の影響から発芽不足が一部見られ、廃耕している圃場も一部あります。5月下旬以降は、移植同様、生育は回復してきており、根周は27.5センチと平年並みを維持しております。本年の反収は、現在調査中ではありますが、移植、直播含めて昨年並みの6トンを見込んでおります。

たまねぎは、ハウス内の播種作業、移植作業も好天に恵まれ、移植終は平年よりも早く終わりました。移植後、5月は高温少雨傾向で、強風の影響から茎葉のいたみ、損傷が見受けられました。その後、5月下旬から6月上旬にかけて低温、日照不足となりましたが、適度な降雨により育成は平年並みに推移しておりました。

しかし、先ほども申し上げましたが、6月19日、7月4日、18日の3度にわたり、雷、降ひょう、集中豪雨があり、茎葉の打撲、損傷、ちぎれ等が見られ、さらに、その後も降雨が続き多湿傾向から、軟腐病、リン片腐敗病といった腐敗が進み、これらの影響により町内においては、およそ33ヘクタールが廃耕を余儀なくされております。生育は、球径7.7センチと平年並みで、収穫始めもほぼ平年並み、収量は現在の生育状況を加味し平年並みを見込んでおりますが、腐敗等の影響から正品率の低下が懸念されております。

牧草の一番草につきましては、融雪期が平年より遅れたことにより、萌芽期もやや遅れました。以降、5月の高温少雨、5月下旬から6月上旬にかけての低温、日照不足のため、出穂始めは平年よりやや遅れました。6月中旬の定期的な降雨により、7月12日に一番草を収穫を終えておりますが、収量は反当たり2,433キロ。平年比103%とやや上回っております。二番草は一番草収穫後の降雨により、再生時期が定期的に降雨にあたったことから良かったため、平年を上回る収量が現在見込まれております。

飼料用とうもろこし、デントコーンにつきましては、播種作業も好天に恵まれて出芽も良好に進みました。5月下旬から6月下旬にかけて、低温、日照不足のため生育が停滞し、7月下旬までは平年を下回る草丈でありましたが、7月下旬から気象推移により順調に生育し、草丈は3メートル5センチと平年をやや上回って推移しております。本年は、一部降ひょうや大雨による著しい被害を受けた圃場、作物を除けば、全般的には良好な作柄で推移しております。

以上、申し上げまして農作物の作況報告といたします。

続きまして、2点目でございます。網走開発建設部及びオホーツク総合振興局の本町における直轄事業について、一部未発注、未着工及び未完成の事業も含め、今年度の事業をまとめましたので報告いたします。

別冊の行政報告資料、国及び北海道の置戸町地域実施状況の一覧表をご参照願います。

はじめに、網走建設部北見道路事務所が所管しておりますが、国道242号、置戸町の維持補修工事から置戸トンネル補修外一連工事までの5件。1億3,272万2,000円で、北見河川事務所所管の工事では、常呂川維持工事2件で、4,938万1,624円。合わせまして7件、1億8,210万3,624円で維持補修等が進められております。

裏面をお開きください。次に、北海道関係であります、オホーツク総合振興局の網走建設管理部所管事業につきましてご報告いたします。維持補修工事2件。本別留辺蘂線の改良工事、新進橋橋梁補修工事、合計4件。5,974万9,840円で事業が進められております。

また、一覧表には記載しておりませんが、本年6月から8月にかけての大雨による災害対応として、訓子府川の川岸の洗掘箇所への復旧及び河床について堆積した土砂の整理、または、道道北見置戸線、境野地区の道路側溝の土砂上げなどの事業を現在進めております。

次のページ、林務課所管事業につきましては、拓殖パークゴルフ場付近での小規模治山工事1件、300万円を予定しております。

次のページにお進みください。中部耕地出張所の事業につきましてでございます。幸岡地区、幸岡雄勝線の農道整備事業による修繕、農地中間管理機構関連農地事業による拓実地区の面整備及び設計調査補償等10件で、合計11件。4億148万7,744円で事業が進められております。

以上、国及び北海道の直轄事業、総合計28件。総額6億4,634万1,208円で事業が進められております。

以上、現在までの報告を受けております、本町における国及び道所管の事業概要について報告させていただきました。以上、2点でございます。

○岩藤議長 町長の行政報告に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで行政報告を終わります。

◎日程第 4 議案第44号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙
における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例から

◎日程第10 議案第50号 令和4年度置戸町介護保険事業特別
会計補正予算(第1号)まで

————— 7件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第4 議案第44号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例から日程第10 議案第50号 令和4年度置戸町介護保険事

業特別会計補正予算（第１号）までの７件を一括議題とします。

本案に対し提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 議案第４４号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。また、議案第５０号 令和４年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算、これにつきましては、地域福祉センター所長が説明いたします。この間の各議案につきましては、担当する課長から説明いたします。

〈議案第４４号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 まず、議案第４４号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第４４号についてご説明いたします。

議案第４４号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和３年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

今回の改正概要ですが、公職選挙法施行令の一部改正があり、国政選挙において選挙公営、限度額の引き上げがあったことから、置戸町議会議員及び置戸町長選挙においても同様の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容をご説明しますので、議案第４４号説明資料、置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

右が現行、左が改正案となります。

第４条第２号ア、選挙運動用自動車の借入契約をした場合の１日当たりの借入限度額を１万５，８００円から１万６，１００円に改めます。

同条同号イ、選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約をした場合の単価を７，５６０円から７，７００円に改めます。

次に、第８条、選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価ですが、７円５１銭から７円７３銭に改めるものでございます。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第４４号の説明を終わります。

〈議案第４５号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第４５号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第４５号についてご説明いたします。

議案第45号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町職員の育児休業等に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

今回の改正概要ですが、令和3年8月に人事院が行った、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申し出に基づき、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等の措置が10月1日施行となることから、地方公務員法において国と同様の措置が求められることから、規定の整備を行うものでございます。

それでは、改正内容をご説明しますので、議案第45号説明資料、置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、改正概要をご覧ください。

改正概要につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

改正条項、第2条第3号アの（ア）の改正は、非常勤職員の子の誕生日から57日以内の育児休業の取得要件の緩和についての改正。

第2条第3号イの改正は、非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定の整備。

第2条の3第3号の改正は、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件について、夫婦交替での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とする規定の整備。

第2条4の改正は、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に到達する日とする要件について、夫婦交替での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定の整備。

第3条第5号は、再度の育児休業取得に係る特別の事情に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定の削除。

第3条第7号の改正は、再度の育児休業取得に係る特別の事情に関し、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定の整備。

第3条の2の改正は、「第2条の5」の規定を「第3条の2」へ異動。

第11条第6号の改正は、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改正するものです。本議案にお戻りください。

2枚めくっていただき附則になります。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定については、なお従前の例による。

議案第45号説明資料、置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後ほどご参照願います。

以上で、議案第45号の説明を終わります。

〈議案第46号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第46号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 議案第46号につきましてご説明いたします。

議案第46号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例（昭和58年条例第14号）の一部を次のように改正する。

今回、改正する内容は、令和4年3月31日に、所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令が改正され、本条例の引用条項にずれが生じることから、規定を整備するものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、別紙、議案第46号説明資料、過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

左側が改正案、右側が現行となります。

第2条の規定は、課税免除の規定で、租税特別措置法等の改正に伴い、条項が追加となったことに伴う引用条項を改正するものでございます。

本議案にお戻り願います。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第46号の説明を終わります。

〈議案第47号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第4号）〉

○岩藤議長 次に、議案第47号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第4号）。

企画財政課長。

○坂森企画財政課長 議案第47号について説明をいたします。

議案第47号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第4号）。

令和4年度置戸町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,124万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億3,712万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、令和4年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第4号）により説明をいたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。歳出から説明をいたします。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和4年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第4号）、別添のとおり）

○岩藤議長 しばらく休憩します。10時55分から再開します。

休憩 10時42分
再開 10時55分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第47号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第4号）〉

○岩藤議長 議案第47号 令和4年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第4号）。

歳出。12ページ、13ページ。

7款商工費。若者交流センター管理に要する経費から。

産業振興課長。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和4年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第4号）、別添のとおり）

〈議案第48号 令和4年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 次に、議案第48号 令和4年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 議案第48号 令和4年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和4年度置戸町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,129万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について、別冊の置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第1号）により、歳出より説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きください。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和4年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

〈議案第49号 令和4年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 次に、議案第49号 令和4年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 議案第49号 令和4年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和4年度置戸町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,151万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について、別冊の置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算事項別明細書（第1号）により、歳出よりご説明いたしますので、4ページ、5ページをお開き願います。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和4年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

〈議案第50号 令和4年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 次に、議案第50号 令和4年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 議案第50号について説明をいたします。

令和4年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度置戸町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ651万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,811万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正について説明をいたしますので、別冊の令和4年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第1号）の4ページ、5ページをお開きください。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和4年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

○岩藤議長 これで、議案第44号から議案第50号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第11 同意第3号 置戸町教育委員会委員の任命について

○岩藤議長 日程第11 同意第3号 置戸町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました、同意第3号は、置戸町教育委員会委員の任命についてでございます。

本町教育委員会委員、篠原正美氏は、令和4年9月30日付をもって任期満了となるので、後任に次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

後任の方につきましては、篠原正美氏でございます。住所及び生年月日、年齢につきましては、議案に記載のとおりでございます。

篠原氏の経歴を簡単に申し上げます。昭和51年、高校を卒業された後、家業の農業に留意されております。現在は、平成30年、お子様の正博氏に経営移譲をされております。

主な公職歴といたしましては、平成9年4月から勝山公民館運営審議会委員を2年間。平成9年、同じく5月から10年の4月まで学校給食センター運営委員会委員。また、公職ではございませんが、平成9年4月には、勝山小学校のPTA会長をなされております。平成17年7月からは、農業委員会委員を4期12年お務めいただいて、そのうち23年7月からは、2年2期6年につきましては、農業委員会会長をお務めいただいております。退任後、平成30年10月から、現職あります置戸町教育委員の任についておられ、引き続き教育委員の任を担っていただきたく、同意についてよろしくご審議いただきたくお願い申し上げ、私からの説明といたします。

○岩藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

これから、同意第3号 置戸町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、同意第3号 置戸町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎日程第12 諮問第1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について

○岩藤議長 日程第12 諮問第1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました、諮問第1号は、置戸町人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

本町人権擁護委員候補に次の者を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により諮問するものでございます。

推薦いたします方は、磯川直文氏でございます。住所、生年月日、年齢につきましては、本議案の記載のとおりでございます。

磯川氏の経歴について簡単に申し上げます。昭和55年3月、大谷専修学院本科を卒業後、境野において宗教法人良誓寺の住職、僧侶をお務めになられております。今現在もお務めになられております。

主な公職歴といたしましては、平成7年から平成15年まで、置戸町立へき地保育所、境野保育園長。平成10年10月から平成15年5月まで、置戸町民生委員推薦会委員。平成10年12月から現在まで、置戸町営住宅入居選考委員会委員。そして、本人権擁護委員につきましては、平成16年10月から18年間、現在まで6期お務めになられております。また、現在は、釧路地方法務局人権擁護委員長を担われており、今までの経験豊富な活動実績を考慮いたし、引き続き、人権擁護委員の

任を担っていただくべく推薦申し上げるものでございます。同意いただきますようお願い申し上げます。

○岩藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

お諮りします。

本案は、原案による者を適任者に推薦決定したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任者とすることに推薦決定いたしました。

◎日程第13 認定第1号 令和3年度置戸町一般会計歳入歳出
決算の認定についてから

◎日程第19 認定第7号 令和3年度置戸町下水道特別会計歳
入歳出決算の認定についてまで

————— 7件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第13 認定第1号 令和3年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第19 認定第7号 令和3年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

本案に対し、提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました、認定第1号 令和3年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定については、企画財政課長より説明いたします。また、認定第7号、令和3年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定につきましても企画財政課長が説明申し上げます。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 認定第1号から認定第7号について説明をいたします。

令和3年度の各会計決算につきましては、6月15日会計管理者より提出があり、内容を精査の上、関係書類を添えて8月1日に監査委員の審査に付したところでございます。8月30日、監査委員より審査意見書の提出がありましたので、地方自治法第233条第3項の規定により今定例会に提案し、議会の認定に付するものでございます。

次に、お配りしました資料ですが、青色の表紙のものは、令和3年度置戸町一般会計・特別会計決算書です。政令で定める付帯資料として、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書を会計毎にまとめ、183ページからは、財産の運用に関する調書。195ページからは、基金運用状況調

書を添付しております。

このほか、別冊で法に定める資料といたしまして、各会計決算に関わる主要な施策の成果に関する説明書・監査委員の審査意見書。参考資料といたしまして、令和３年度一般会計・特別会計決算に関する説明資料を添付しております。

〈認定第１号 令和３年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について〉

○坂森企画財政課長 それでは、認定第１号 令和３年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

一般会計・特別会計の決算状況を会計毎の実質収支に関する調書で説明をいたしますので、青色の表紙の令和３年度置戸町一般会計・特別会計決算書の８４ページをお開きください。

一般会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額４億１，７８７万３，０００円。歳出総額４億８，２１２万１，０００円。歳入歳出差引額は、１億３，５７５万２，０００円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、１億３，５７５万２，０００円となります。実質収支額のうち、地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額は１億円とし、減債基金に積み立てをいたしました。残りまして、３，５７５万２，０００円は、令和４年度に繰り越しました。

以上で、認定第１号の説明を終わります。

〈認定第２号 令和３年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○坂森企画財政課長 続きまして、認定第２号について説明をいたしますので、決算書、１０８ページをお開きください。

認定第２号 令和３年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

国民健康保険特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額４億１，０９２万９，０００円。歳出総額４億８６６万１，０００円。歳入歳出差引額は、２２６万８，０００円となります。翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、２２６万８，０００円となります。実質収支額のうち、地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額は、１５０万３，０００円とし、国民健康保険特別会計財政調整基金に積み立てをいたしました。残りまして、７６万５，０００円は、令和４年度に繰り越しました。

以上で、認定第２号の説明を終わります。

〈認定第３号 令和３年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○坂森企画財政課長 続きまして、認定第３号について説明をいたしますので、決算書の１２０ページをお開きください。

認定第３号 令和３年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

後期高齢者医療特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額５，７２１万３，０００円。歳出総額５，７０９万４，０００円。歳入歳出差引額及び実質収支額は、１１万９，０００円となります。

以上で、認定第３号の説明を終わります。

〈認定第４号 令和３年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○坂森企画財政課長 続きまして、認定第４号について説明をいたしますので、決算書の１４２ページ

をお開きください。

認定第4号 令和3年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

介護保険事業特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額3億4,322万7,000円。歳出総額3億3,862万5,000円。歳入歳出差引額は、460万2,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、460万2,000円となります。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を全額の460万2,000円とし、介護給付費準備基金に積み立てをいたしました。

以上で、認定第4号の説明を終わります。

〈認定第5号 令和3年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○坂森企画財政課長 続きまして、認定第5号について説明をいたしますので、決算書、154ページをお開きください。

認定第5号 令和3年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

介護サービス事業特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額並びに歳出総額は、いずれも2,043万5,000円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額は、0円となります。

以上で、認定第5号の説明を終わります。

〈認定第6号 令和3年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○坂森企画財政課長 続きまして、認定第6号について説明をいたしますので、決算書の168ページをお開きください。

認定第6号 令和3年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

簡易水道特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額2億8,573万2,000円。歳出総額2億8,570万5,000円。歳入歳出差引額は、2万7,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、2万7,000円となり、令和4年度に繰り越しをいたしました。

以上で、認定第6号の説明を終わります。

〈認定第7号 令和3年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○坂森企画財政課長 続きまして、認定第7号について説明をいたしますので、決算書の182ページをお開きください。

認定第7号 令和3年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

下水道特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額1億9,549万1,000円。歳出総額1億9,546万1,000円。歳入歳出差引額は、3万円となります。翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、3万円となり、令和4年度に繰り越しをいたしました。

以上で、認定第1号から認定第7号までの説明を終わります。

○岩藤議長 これから、認定第1号から認定第7号までの質疑を行います。

議案の順序で行います。

○岩藤議長 まず、認定第1号 令和3年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第2号 令和3年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第3号 令和3年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第4号 令和3年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第5号 令和3年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第6号 令和3年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第7号 令和3年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号 令和3年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 令和3年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれも置戸町議会委員会条例第4条の規定によって、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 令和3年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 令和3年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれも6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました、決算審査特別委員会委員の選任については、置戸町議会委員会条例第6条の規定によって、1番 石井伸二議員、2番 小林満議員、3番 阿部光久議員、4番 佐藤勇治議員、5番 澁谷恒壹議員、7番 嘉藤均議員、以上6人の議員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6人の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ただいま選任されました決算審査特別委員会委員に申し上げます。

本日の会議終了後、議員控室において第1回決算審査特別委員会を開催し、委員長の互選を行うよう、置戸町議会委員会条例第8条第1項の規定により口頭を持って通知します。

◎日程第20 報告第7号 令和3年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について

○岩藤議長 日程第20 報告第7号 令和3年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率についてを議題とします。

本案に対し、報告を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 報告第7号 令和3年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率については、企画財政課長より説明いたします。

企画財政課長。

○坂森企画財政課長 報告第7号について説明をいたします。

令和3年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について。

令和3年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく報告となりますが、財政健全化の比率、経営健全化の比率、監査委員の令和3年度財政健全化及び経営健全化の審査意見について説明をいたします。

まず、1の財政健全化の比率についてですが、令和3年度における健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率についての数値はございません。実質公債費比率が6.3%となり、前年度より0.6ポイント下がりました。なお、自主的な財政再建計画などが義務付けられる早期健全化基準は、それぞれの欄に記載のとおりでございます。

2の経営健全化の比率についてですが、簡易水道特別会計、下水道特別会計共に資金不足比率の数

値はございません。なお、経営健全化計画を定めなければならないとされる経営健全化基準は、それぞれの欄に記載のとおりです。

3の監査委員の令和3年度財政健全化及び経営健全化の審査意見についてですが、別紙のとおり審査意見書に記載されておりますけれども、いずれも是正改善を要する事項の指摘はございませんでした。

以上で、報告第7号の説明を終わります。

○岩藤議長 報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認め、これで報告済とします。

◎日程第21 報告第8号 例月出納検査の結果報告について

○岩藤議長 日程第21 報告第8号 例月出納検査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 監査委員が令和4年5月31日、6月30日及び7月31日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付のとおりの結果報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで報告済とします。

◎散会の議決

○岩藤議長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

◎散会宣言

○岩藤議長 本日は、これで散会します。

散会 11時45分

令和4年第6回置戸町議会定例会（第2号）

令和4年9月13日（火曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第44号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第45号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第46号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第47号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第48号 令和4年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第49号 令和4年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第50号 令和4年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 決議案第2号 事務検査に関する決議
- 日程第11 意見書案第7号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する要望意見書
- 日程第12 意見書案第8号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める要望意見書

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第44号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第45号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第46号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第47号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第48号 令和4年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第49号 令和4年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第50号 令和4年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 決議案第2号 事務検査に関する決議

日程第 1 1 意見書案第 7 号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する要望意見書

日程第 1 2 意見書案第 8 号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める要望意見書

○出席議員（8名）

1 番	石 井 伸 二 議員	2 番	小 林 満 議員
3 番	阿 部 光 久 議員	4 番	佐 藤 勇 治 議員
5 番	澁 谷 恒 壹 議員	6 番	高 谷 勲 議員
7 番	嘉 藤 均 議員	8 番	岩 藤 孝 一 議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町 長	深 川 正 美	副 町 長	蓑 島 賢 治
会 計 管 理 者	岡 部 信 一	企画財政課長	坂 森 誠 二
総 務 課 長	鈴 木 伸 哉	総 務 課 参 与	石 井 信 義
町民生活課長	渡 邊 登 美 子	産業振興課長	五 十 嵐 勝 昭
施設整備課長	名 和 祐 一	地域福祉センター所長	石 森 実
企画財政課財政課長補佐	菅 原 嘉 仁	総務課総務係長	鈴 木 良 知

〈教育委員会部局〉

教 育 長	平 野 毅	学校教育課長	大 戸 基 史
社会教育課長	須 貝 智 晴	森林工芸館長	小 野 寺 孝 弘
図 書 館 長	遠 藤 薫		

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 田 中 耕 太

〈選挙管理委員会部局〉

事 務 局 長 鈴 木 伸 哉（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 小 鷹 浩 昭

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 今 西 美 紀 子
臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 加 藤 洋 聖

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって4番 佐藤勇治議員及び5番 澁谷恒壹議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

9月12日に開催されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長にありましたので報告します。決算審査特別委員会の委員長には、澁谷恒壹委員。副委員長には、石井伸二委員が互選されました。

その他の事項については、事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 本日、議会から提出された事件は次のとおりです。

- ・決議案第2号。
- ・意見書案第7号及び意見書案第8号。

本日の説明員は、前日の名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○岩藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

まず6番 高谷勲議員。

○6番 高谷議員〔一般質問席〕 それでは通告にしたがいまして町長に質問をいたします。

置戸町の町民の平均年齢は56.1歳で、オホーツク管内では3番目の高さで、人口の減少率は10.3%で管内では4番目の位置にあると2020年の国勢調査の記事が8月の北海道新聞の記事にありました。また、直近では22年の置戸町の人口は2,715人、これは1月1日現在ということで、減少率は1.81%、管内平均の1.57%を上回っており、少子高齢化がますます進んでいる状況にあります。

そこで今回は置戸の結婚適齢期を迎えている方々を、まあおおむね40歳ぐらいと考えて、どのくらいの方が未婚の状況なのか、その率をどの程度捉えておられるのかお聞きいたします。

過去には置戸町の青年と都市の女性との交流の企画を昭和50年代前半に実施をいたしました。1

週間程度置戸に滞在し、適齢期を迎えた青年の家庭にホームステイをしながら町民の人たちと交流事業に参加し、その結果複数のカップルが誕生する大きな成果をあげてきました。また、平成3年より地遊人制度が始まり、およそ70名の人たちが置戸町に1年間、受け入れの地域に滞在して農作業の体験などを通じ、交流を深めて出会いのなかから置戸町の人たちと結婚した人は約15人、置戸に定住を決めた方は5人と大きな成果を残しましたが、その後応募数が減少し、事業は中止となりました。大変残念なことではありますが、各地で同じような事業が展開され、選択の幅が広がり、置戸町を選ぶ人が減少したことと考えます。

猛威を振るう新型コロナウイルスの蔓延による影響によってさまざまな事業が中止や延期、あるいは縮小を余儀なくされている現状のなかでは、人と人との交流などにも制限がかけられる状況にあります。このことは十分承知しておりますが、仮にこの状況が好転し、人の流れが自由になるとすれば、これらの問題についてどのような対策を考えておられるのか、町長にお聞きをいたします。

本来であれば社会教育という観点から教育長に質問するべきかというふうに考えましたが、この後の議論のなかでは社会教育に関わらず、産業振興や企画とも関わるような議論になるかと、そういうことで今回は町長に質問をいたします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 ただいま高谷議員の方から置戸町における未婚率と出会いの機会の提供についてのご質問いただいておりますが、まああのこの後の質問も予想されるということで、あのちょっとあの回答と食い違う部分もあるかもしれませんが、こちらで少し用意をした部分でお話をしていきたいと思えます。

はじめに本町の人口動態ですが、先ほど高谷議員がおっしゃられた国調、それから1月の人口動態調査、それから少し変わっております、8月末現在、人口は2,710人、高齢化率44.09、平均年齢は55.4歳となっております。

先の新聞での報道でいきますと、1月1日現在の人口動態調査でいきますと、本町は管内で津別町について滝上と同率、まああの44.6%、津別町は45.1%の高齢化率ということで、本町は管内でも上位の高齢化率の町だということになっておりますが、全道では本町は26番目の高齢化率というふうになっております。

私はですね、本町の高齢化率をそう悲観的に見てるわけではございません。本町の老人福祉施設、それからグループホームの設置、これが高齢化率を押し上げている要因の一つでもあります、これは、あの高齢になっても住み続ける町だということと私は捉えております。そういう町であれば若い人もこれから定着していくんじゃないだろうかというふうに、あの悲観的ではなく見ているところもあります。

令和2年度の国勢調査によりますと、本町の町民に占める未婚者の割合は18.9%で全国平均の26.3%よりは少ない数となっております。逆に20代だけを絞りますと、未婚者の割合は76.6、全国平均74.7より1.9%高くなっているデータも出ています。これは今も申し上げましたが、本町の特性であります高齢化率が高いことも、この数字の要因となっていると私は考えております。また、一方で生涯独身の人の比率を示す統計指標といたしまして生涯未婚率という統計があります。これは先ほど高谷氏が言われた40歳という刻みではないんですが、45歳から54歳までの未婚率の平

均が、あの日本で国で調査したデータでございます。それによりますと、置戸町でいきますと、男性が生涯未婚で暮らしている人の数字は27.2%、約4人に1人が一生結婚しない数値となっておりますし、女性は18.2%、約5人に1人が生涯結婚しない人口となっております。これは全国平均より男性で2.7%、女性で2.3%と若干高くなっております。

さて、結婚適齢期を迎えている方たちの出会いの場の機会、そういうような事業、これはあのいろんな価値観の多様化もありますが、一般論として申し上げますが、現在は個人の価値観や多様性を尊重する動きが浸透してきたことにより、未婚率の上昇や晩婚化が進み、少子化の要因の一つと言われております。

本町では先ほど議員のお話にもありましたが、過去に都市と農村との交流や結果的に移住をしたり、その置戸町で婚姻をされた結果になりましたが、地遊人制度ということで都市と農村との交流と同じような中身で結婚ということに光を当てた事業ではありませんが、結果結婚に結びついたという事業もなされていたことがあります。先ほど議員もおっしゃられたとおり、応募者の減少など社会変化のなかでなかなか参加する方も少なくなってきた、時代の移り変わりとともにこれらの事業も中止してきた経過にあります。

しかしながら、近年の取り組みといたしまして、この交流、結婚ということではありませんが、人との出会いということでいけば、その若者の置青協の事業といたしましては、新しく置戸町に就職された方、居住された方を中心として、顔合わせのためニューフェイスの環を今年もコロナ禍ではありましたが7月に実施しております。また、例年ではありますが、同じく置青協が町内外の若者を対象として出会いの場や親睦を深めるためのオケトバーフェストなどが近年開催されてきております。JAきたみらいでは1市2町の農業後継者を対象に、農家のお嫁さん募集事業に取り組んでいますが、男性登録者が少ないことから、今後の活動については検討しているというふうにお聞きしております。一昔前の結婚相談所や結婚相談員の配置、お見合いというような時代ではなくなり、いずれにいたしましても今は出会いの機会の多様化、マッチングアプリ会員登録制の事業者によるサービスなど、いろいろな形で出会いがなされるような社会となっております。

しかしながら、何よりも一番この結婚をしない率の上昇には本人の思いや積極性がひと昔とは変わってきているんだろうというふうに思っています。現在はコロナウィルスの影響で、集まる機会の自粛やさまざまな事業が縮小、それから中止が余儀なくされていますが、本町で暮らしている人が一人でも多くの町民の方、若い人が家に閉じこもることがなく、外に出てたくさんの方と交流できるような機会、イベントをこれからも実施できるよう支援したり、町の方でも考えていきたいと思っております。

以上、すべてのお答えにはなっていませんが、1回目の回答とさせていただきます。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員〔一般質問席〕 先ほど申し上げましたように、議論の中心がどうしても私はあの農業サイドが中心なもんだから、じゃあ置戸町における農業者のなかでどれだけの比率があって、現在どうなのかとか、これちょっと非常にプライベートの問題ありますんで、少しそこは避けて話をしたいなというふうに思いますが、まあ現状先ほど申し上げましたように40歳前後、これを対象として現在どのぐらいの農業者というか、若者がいるんだろうということで数字を拾いますと、全体では

44名、これ概ね40歳と言いますけども、まあ42歳ぐらいまでがこのなかに入るかなと、これを拾うと44名の方が現在置戸のなかで農業を営みながら暮らしてる方々、そのなかの既婚者、結婚されてる方は25名、であの未婚率、未婚の方が概ね43.2%、そういう状況だというふうに思います。

置戸の町の、先ほど町長申し上げられたなかでは18.9%という話をされてました。20代はね、まだこれからいろんな所で自助努力と言わず、なんと言うんでしょうかね、そういうなかでも出会いの機会ってのは相当あると思うんですけど、だんだん年齢を重ねていくうちに、そういう機会も、で仕事に対する非常にあの責任感というか、そういうところも増してくる。そういう状況のなかで機会がどんどん少なくなっていくというような状況だというふうに思います。

まあ、そんななかで言いますと、ちょっとその町全体の数字からいうと農業者ちょっと多いかなというふうに思います。これ非常に大きな問題だなというふうに思ってるんですが、まああの町長先ほど言われたその価値観の問題だとか本人の意志の問題、今特にその女性なんかは結婚していろんな制約や束縛を受けるよりは、結婚しないで一生を通した方がっていうような人も多くなってきてることは事実だというふうに思うんですが、そこはなんとかそれを押しのけてでも、なんとか結婚したいと、そういうように思えるような人が現れてほしいなというふうに思います。

そこで先ほど、先ほどというか、JAふらのの7月の農業新聞の記事のなかにはですね、婚活事業というのがありました。で、これはもう明らかにこう花嫁募集と、そういう事業だというふうに思うんですが、2022年の3月時点で86組の実績を上げています。で、年に3回から4回そういう交流事業を開催し、特にその農業青年の方が少し消極的でなかなか参加してこないから、そこは積極的に呼びかけをして交流に呼びかけたり、個人的にそのいろんな紹介をやりながらやった実績が86組ということで、なおかつ結婚以降もね、そこはいろんな意味でそのフォローしていると、そんなことが記事に載っておりました。

あの、農業サイドから考えると結婚しないということは将来必ずどこかで離農になると、そういうことなんだと概ねだいたい、そういう意味では少しその農業者の減少を抑える意味でこういう事業は大事なんだろうなというふうに思います。

過去に、私もあの農協の理事時代にね、あの結婚相談員というのを担当したことがあります。これは農業振興基金の約3億円の果実で、それをこの数だって3億円あると、もう100万円以上の毎年毎年そういう果実が生まれてきたんですが、それを利用して、いわゆるその活動の資金としてね、結婚相談事業っていうのをやってました。当時の組合長は非常にこういうところが、なんていうのかな、積極的でいろんなカップルを誕生させ、北海道からもまああの表彰を受けるようなそういう方だったんですが、ちょっとニュアンスとしてはね、農家の労働力とか、なんかそういうニュアンスの言い方だったんで、ちょっと僕らとは考え方が違うなと。確かにそうではあるんだけど、それだけではないし、やっぱりその本人たちの出会いと、まあこれからのなんていうのかな、生活のパートナーとして幸せに暮らしてほしいという、そういう思いが相談員っていうか、結婚相談員の使命だというふうに思ってたってやっておりました。

ただ、今あの振興基金もご存知のとおり1億円ぐらいですけども、果実も何にも今現状で浮いてこないんで、まあ仮にもしこういう事業するとすれば、やっぱり原資に手をつけなければやれないのかなというふうに思いますので、ちょっとこれは農業サイドから町長のお考えを伺いたいと思うんです

が、まあ、とりあえずいかがでしょうか。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 高谷議員からのご質問だったという通告もありましたので、農業に力点が置かれてるんだらうなっていうことも予想をしておりましたが、農業だけを取り分け、データを取って分析したわけではありませんが、先ほど農業者44名のうち43%、約半数近くがまだ未婚だというお話を聞いてちょっとあのびっくりしたところもあります。

まあ、あの農業に限らず先ほど総論で申し上げましたが、なかなか結婚になかなか若い人たちは向かないっていうこともあります。そんななかで内閣府のデータで行きますと、やはり結婚してない方に質問をした抽出調査です。このなかでいくと第1位が複数回答でもいいんですけどもということで設定されてますが、適当な相手に巡り合わないが半数です。そして第2位が自由や気楽さが失われるのが嫌だと、結婚したくないっていう。それから経済的な理由も約3割、そして結婚に必要性を感じないという人も約3割いるというショッキングなデータもあります。まさにあの結婚に対する感覚っていうのが、今の若い人と一昔前は少し変わってきているんだなということも私は感じ取れております。

まあ農業者に限らずですね、先ほど家庭内労働で過ごしている農業後継者、若い人たちがいるなかで、巡り会いの場が少ないんじゃないかというご指摘だと思うんですが、やはりそれも本人が出て行く、あの仕事から出て行ったらおかしいんですけども、仕事が終われば街へ出てくとか、青年団活動に参加するだとか、いろいろなJAきたみらいでやっていますような事業にも参加するようなことが、するかしないかっていうことで大きく分かれていることなんだろうなと思っております。

結婚をするのが一人前だっていう時代は、今もそんなことも言えないですし、私も職場のパワハラガイドラインのなかでも若い人たちに対して結婚しろとか結婚をどう考えてるんだっていうことを聞くこと自体、どうもグレーだというような指針も出てますし、結婚へのやっぱり価値観、そして社会への見方も変わってきてるなかで、結婚だけを取り出して議論するのはなかなか難しい時代だなと思いますが、先ほど言いましたように、第1位は適当な相手に巡り合わない、これは結婚したいっていう希望も含めてのご回答だと思いますんで、そのような場合は結婚が前提でのイベントでなくても、例えばお祭りの手伝いをするだとか、それからあの農業者に限らなければ職場での出会いだとか社会活動サークル活動、こんななかで出会いはあるんだろうと思いますし、その中で本当に結婚したいなと思う者同士が結びつけば、あのその結果が出てくるんだろうなと思っております。

結婚についてはこんなデータもあります。メリット、デメリットがあると思いますが、結婚したいっていうデータもこの東北震災の後、意向調査をした時に増えているっていうデータもありますが、人生が豊かになるという思いの人が多いようです。そして困った時に助けてくれるパートナー、まさにデメリットの方は煩わしい、親戚関係が嫌だ、そして自分の時間がなくなるというような、あのネガティブな答えもありますが、逆に結婚の気持ちもある。出会いがあれば、あの結婚に結び付けたいっていう意向も強くなっているということも見えますので、先ほど申し上げましたが、いろいろな結婚だけを対象とした事業ではなくて、いろんな事業で若い人たちが巡り合ったり、そして活動を通じていい縁があるようなことになるようなことは考えてまいりたいと思いますが、結婚ということで取り上げて、また農業者だけというような感覚での事業を起こすというようなことはちょっと今難しい

かなというふうに考えています。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員〔一般質問席〕 質問の趣旨からいうと、置戸町のなかのいわゆる未婚の方はどれだけいるんだろうっていうところからの話で、まあ自分の立場からいくとどうしても農業サイドに話がつるんですけども、まああのそこはトータルで考えて、そういう機会の提供も大事なことだなということで、ぜひね、今本当にそのコロナがこれだけこう蔓延して人の動きが制限され、いろんな事業が中止になり、人と人とが会おう、そういう機会が非常にこう減っている状況のなかでは難しい問題があるんだろうなっていうふうに思うんですが、ぜひいわゆるウィズコロナ、そこを目指してね、こういう機会の提供を考えていただきたいなと、そんなふうには思います。

ちょっとあの、こういうこともありましたっていうことで、実はあのテレビの番組のなかでちょっと番組名を忘れちゃったんですが、あの岡本隆史というタレントがいるんですが、彼がメインキャスターになって都会の女性といわゆる田舎の男性とのそういうその出会いの場の提供で、それがどんどんどんどん発展して最後は結婚にっていうことで、このオホーツク管内でもありました。

実はその私の友人は青年時代にニュージーランド、オーストラリアと一緒に視察に行った仲間だったんですが、彼はあの一度東京で結婚したんですけど、結局離婚して地元に戻ってきて農業やってたんですが、これに参加をして素晴らしい出会いがあって現在は3人の子どもにも恵まれていると、そういう実はテレビの番組の企画のなかでそういう結ばれ方がありました。

もう1人は端野の方なんですけど、その息子さんがこの企画のなかで1人結婚して現在も幸せに暮らしていると、そんなイベントがありました。

ちょっとあの、その中身っていうのはある程度いろんな、そのなんて言うんでしょうか、なんていうのかな、要するにあの企画のなかである程度いろんなところをいじってというか、そんな思いがあったんですが、実はそのJAきたみらいの職員も1人参加したんですが、残念ながらあの家庭に招いて料理を提供しながらって、家族も一緒っていうことで料理まで用意して家庭で待ったんですが、誰も訪れなかったと。まあ、そんなこともなかにあったということで、これはやはりあの番組のなかでの企画のなかできちっと結ばれた、そういう企画だったんだなっていうことがありました。ぜひそういういろんなメディアなんかも活用しながら、ぜひこういう企画がもしできるのであれば参加というか、検討してもらいたいなというふうに思います。

町長申し上げたとおり、なかなかその本人の意思もあります。で、あまり深入りすると余計なお世話だと、要らんお世話だというふうに言われるかもしれないんですが、ぜひここは少し要らないお世話もしながら回りくどい、いろんなイベントも考えながら、これからの結びつけに寄与していただければなと、そんな思いがあります。ぜひそういうことも、これから先企画をしながらやっていただきたいなと、それを申し上げまして私の質問を終わります。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 先ほど議員からお話がありましたとおり、20年前はこの結婚対策というのは社会教育で一つ事業を持っていました。それ以前から事業を持っていました。当時、僕も担当して、若い人を連れて北見で皆で会う機会に行ったこともありました。まあ、その人たちを頼み込んで社員の女性だとか、農業者の方、含めて連れて行った機会が何年かありましたが、結びついた例は一つ

もなく、なかなか難しい時代だになっていうふうに思っていました。一方でですね、社会教育委員の会議でこういう話がありました。社会教育の方では若い人たちを外に出したいということで、それが農業青年の国内研修もありました。今は農業青年に限っていませんが、そんなときにその対象のところに行ったら、今僕ここを休んだら仕事回らんからっていう青年がいました。で、そのお父さんに説得しようかっていう話をしたら、いやそんなことやめてくれっていうことで、ちょっとお父さんにある日ちょっと聞いたら、おら出てほしいんだと、外に行ってほしいんだと、その息子が経営者になる前にもっと外を見て来てほしいんだって言うんですが、やはり息子とお父さんが意見がやはり一致しないんだなあっていう現実も見ました。

先ほど言いましたように、結婚観の初めて備わるっていうのはきっと子どもの頃に身近なところでお父さんお母さんの姿を見てどうだろうっていうことで結婚観っていうのは養われるんだろと思ういます。農業高校に行ったときに、ここに20数人のクラスがあるんだけど、農業をやりたいっていう人は、そのとき聞いたら1人しかいないんだと。その1人の生徒の答えは、お父さんとお母さんが毎日楽しそうに暮らしてるから私は農業を選ぶっていうお話を聞いたときに、やはり先ほど言ったように結婚するっていう思いになるっていうのは、やっぱり一つは家庭の幸せっていうか、そういうことを実感したなかで醸成されるところも大きいんだと。そしてお父さんとお母さん、そして子どもたちとの話し合いがなされることが、一つは外に出て行くきっかけにもなるんだろなと思います。

先ほど言っておられました40%の人がなかなか結婚に結び付いていない農業者がいる。きっと僕も想像つく人でいけばあまり街中で見ない人なんだろうなと思います。そういう人たちが今きっと農業のなかで経営の中核になっているんだろと思いますが、やはりあの役場やいろんな団体で行事やるだけではなかなか集まって来ないっていう現実もありますので、いろんなことも研究をしたり連携をとったりして、そして結婚というキーワードでなくてもですね、人との出会いの機会、人の幸せは人との出会いから始まるんだと思っていますし、また逆に不幸も人との出会いから始まるんだろなと思っています。この不幸を恐れるがために出会うことを拒むっていうことではなくて、出会いに積極的に参加できるような町、幸せなまちづくりを進めてまいりたいと思っています。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員〔一般質問席〕 今町長からお話しあったので、やめると言いましたけども、もう一言だけ。あの今町長言われたように、今その農業経営の中核を担っているようなそういう若者たちになかなか外に出る機会、まあ本人が出るっていう、こう少しでも出て次の日居眠りするぐらいちょっと遊んでこようとかそういう出会いを求めようかっていう、そういう人たちが極めて減っているっていうか、真面目だというふうに思うんですが、まあそういう人たちにそういう意識を喚起できるような機会もぜひ作ってもらいたいっていう思いあります。

ちょっと余談ですけど、先日友人のところにちょっと行って話をする機会があつて、まあ息子はまだ新規就農になったばかりで、そんな結婚適齢期といってもまだ10代か20歳前後ぐらいの若者なんですけど、お父さんとお母さんには息子がちょっとこれからどんどん夜遊びして、朝帰りすることがあってもそれを怒らないでくれと。それが出会いの機会を得る、そういう機会なんだから遊んで歩いても怒らないで黙って見ててやってくれと、そんな話をした記憶があります。農業者、特にその今の、ましてやその30代から40代になると、本当に仕事も今の農業体型がそうだと思うんですが、なか

なか職を離れて自由な時間をとるにはかなり皆さん規模も大きく、いろんなことで仕事も多くっていうような条件になってきてることは分かるんですが、ぜひそういう 合間をぬってでもね、出る機会、ある意味息子さんたちよりもその親たちに対してそういう喚起を促すようなことも併せてやっていただきたいと、そういうふうに申し上げまして私の質問を終わります。

○岩藤議長 次に7番 嘉藤均議員。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 それでは通告にしたがいまして町長に質問したいというふうに思います。

有害鳥獣駆除の状況と駆除報償費の推移についてということでありますけども、置戸町の町名はアイヌ語でオケトウンナイ、鹿の皮を干すところから来ております。大昔から鹿が多く、太古の昔よりこの地において鹿をはじめとする動物の狩猟が行われていたことが伺えます。

置戸町の基幹産業である農業や林業においても鹿や熊、カラスやハトなどの多くの有害鳥獣により多大な被害が出ております。本年度の町の予算についても、当初予算より処理料の増額補正や駆除頭数の拡大と、改めて有害鳥獣による被害の大きさを感じているところです。駆除をいただいている猟友会の皆様にもこの場をお借りして心より深く深く感謝を申し上げる次第です。

そこで本町における有害鳥獣の駆除の状況、駆除報償費の推移についてを町長に伺います。まあ、あのこの後阿部議員の方からもカラスについての質問が出ておりますので、なるべくそのところには触れずにと言いますか、あとの質問に差し支えないようにいただければ、答弁をいただければ幸いに思います。よろしくお願いします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 有害鳥獣駆除の状況と駆除報償費の推移についてのご質問でございました。まあ、後ほどの質問とかぶらないようにということでお話がありましたので心得ました。

あの、今年度ですね、今定例会にも増額補正、先の臨時会でも増額補正をお願いして可決いただいておりますが、例年以上にエゾシカの駆除頭数が増加しております。7月末現在の駆除頭数は474頭で令和3年度の約3割増しということになっております。

これは生息数が増えていること、もしくはあの農業地帯の方に大きく出てきてるのかもしれませんが。これによりまして農業被害についても随時増えていくんだろうというふうに予想しております。

はじめに道内における野生鳥獣の農林水産業の被害の状況をお知らせします。23年度の64億円をピークに年々減少してきていますが、令和2年度は40億7,000万円と4割程度まで減少してきております。この間北海道では国の交付金の積極活用などを行い、エゾシカの捕獲報奨金の支給や侵入防止柵の整備など、さまざまな対策を取り組んできております。そのうちオホーツク地方の被害も道内では3番目に高い4億9,000万円、まあ高い地域というふうになっておりまして、また農作物別の被害状況では、牧草が17億、全体の4割を占めております。ついで水稻、ビート、ばれいしょ、デントコーン、根菜類の順となっております。

置戸町の農業被害ですが、令和元年度が被害面積約23町、被害額1,500万円、令和2年度が被害面積が43町、被害額は約4,000万円、令和3年度は被害面積15町、被害額は1,500万円と若干昨年は少なかったんですけども、まあ長い目で見ていくと少し伸びてきているというふうになっておりますし、その被害の作物でいきますと、ビート、ばれいしょ、牧草、麦類、まあコーン

も入るでしょうが、さまざまな作物に及んできているというふうになっております。

本町の有害鳥獣の駆除の状況及び報償費の推移のご質問でありましたが、令和元年度の駆除頭数ではエゾシカが360頭、熊が10頭で報償費につきましては北見市の今東相内で有害で駆除したエゾシカ等をペットフードなどに活用する業者さんがあります。そこへの搬入の報奨金も含めまして23万3,000円となっております。令和2年度はエゾシカが350、熊が17頭、報奨費につきましては、その搬入費も含めて24万6,000円となっております。昨年はエゾシカが426頭、熊が17頭、報償費につきましては30万8,000円となっております。今現在、令和4年度ですが、7月末までの実績といたしましては474頭、熊が5頭、報償費につきましては28万5,000円となっております、令和3年度以降増加傾向にあります。

報償費の単価の推移ですが、現在置戸町ではエゾシカ1頭捕獲駆除いたしますと、有害駆除報奨金として町費で5,000円、これは平成12年度から3,000円だったものを5,000円に改定して現在に至っております。さらに先ほど申しました北見市の指定業者の方に搬入すると、搬入費用の報償費として3,000円を上乗せしております。搬入しないものにつきましては残滓缶で回収をしてオホーツク農業協同組合の化製場の方に搬出費用、委託料含めて本町が1頭当たり約1万円を負担して処理をしております。この指定業者への搬入費用につきましても、令和2年度から2,000円から3,000円に上げております。合わせまして町では最大8,000円が支払われておりますし、この指定業者の方では買取価格があるようでございます。正確には本町では承知しておりませんが、1頭1,000円から3,000円のなかで買い取りをされているというふうに伺っております。その他に平成23年度から置戸町鳥獣被害防止対策協議会を設立し、国費を受けてエゾシカ1頭当たり7,000円を支給しております。合わせますとですね、本町では1頭を獲ると1万5,000円、最大で支給されるということになっております。また、熊の駆除につきましては1頭当たり3万円、同じく対策協議会の方より8,000円、合わせまして3万8,000円が支給されているような状況で推移をしてきております

今、補正予算案の提案をさせていただきましたが、本町におきまして、本年度の有害予算といたしましては、先ほどの残滓の処理料、そして報償費等含めまして現在91万8,000円、そして対策協議会を設置して国費を受けて全額国費であります、39万4,800円を予算計上して執行していますが、国費についてはこれから増額を要望し、さらなる増額を図っていきたく思っております。以上です。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 今、町長の方から有害鳥獣駆除の状況と駆除報償費の推移についてということで答弁をいただきました。まあ私が議員にさせていただいてからずっとその鹿が5,000円、熊が3万円っていう状況、報償費の関係ではね、変わっていないのかなというふうに思いますし、またその駆除頭数についてもですね、今年については本当にあの上限は600頭ということで今回補正が出ているぐらい、鹿、熊が増えているというか、見えるようになったというか、私が小学校、子どもの頃ですか、あまり鹿を見たような記憶がなかったんですけども、最近ではもうどこにでも、街中に鹿がいるぞというような状況でありますし、熊についても人里近くまで降りてくる、パーク場に出たとか、いろんなところで危ないというか、そういう状況が増えているのかなというふうに感

じているところですし、また報償費についてその最近あの猟友会の人たちとお話をする機会がありました。大変苦慮しているんだと、あの経費が燃料の高騰を含めて、また今コロナのせいかどうか分かりませんが、その猟に使う鉄砲の弾なんかもなかなかこう入手もできないし、価格もずいぶん上がってるということでありますので、まあこの際少しその猟友会の労苦に報いるためにもですね、少し報償費の増額をしてはいかがなものかというふうに考えておりますが、その辺町長の考えがあればお伺いをしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 先ほど申し上げました1頭当たりの報償費等はいずれもですね、成功報酬ということで、この1頭を獲るのにいろんな手間がかかったりパトロールをしたり、燃料も掛かってるんだと思います。また、鉄砲の弾もですね、あの1回で仕留められるわけではないんでしょうから、まあ経費が掛かっているんだらうと思いますが、一方でですね、近隣町村の状況に見ますと、その前にですね、平成23年度から時限立法でこういう対策協議会を設置すれば国費を受けれるよということで7,000円を上乗せできる措置がこれずっと続いてきてますので、これがいつなくなってしまうようにもちろん要請してまいりますし、あのなくなったら大変なことになると、誰も獲らなくなってしまうんじゃないかっていうこともちょっと頭の奥にはありますが、あの近隣の状況でいきますと置戸は決して安くはないっていう状況なんです。北見市は7,000円、津別は4,000円、訓子府は3,000円、陸別は4,500円と、本町の最大1万5,000円ですか、これにはまたあの全然足元にも及ばないような駆除をしている、駆除費用の計上をしているところもありますなかで、佐呂間町が本町よりも高い設定をして1頭2万円という設定で駆除を行っております。

まあ、あの議員仰られたとおり、燃料の高騰、弾の入手の困難性などもありますが、近隣状況を見ながらということではありますと、なかなか値上げっていうのは難しいかなと思っておりますが、昨年からのこの猟友会の駆除にも限界があるよと、メンバーの人が高齢化してきてると、このままじゃ本町は鹿柵と猟友会の駆除でこの農業被害を防いでいくっていうことはままならないんじゃないかというようなご質問もありまして、電牧柵もどうだというお話もありましたが、去年からですか、猟友会を辞められた方が3人だったんですけども、3人の新たに免許を取って、これからあの獲り始めたという人が3人増えて、総数としては変わらなかったと、そして今年も新たに免許を取る人が、若い人がですね、おられるということで駆除の報償費と人数の確保っていうところはすぐ直結するものではありませんが、そこら辺もあの考えながら報償費の方の値上げは検討はしてまいりたいと思いますが、この取得のきっかけにつきましては、免許を取る費用の2分の1を町が負担しますよということで、あのこの結果だったんだらうなと思います。

以前は銃を持つことは趣味の一環でもあって、免許の取得に町は補助はしませんっていう、過去にそういう時代もありましたが、やはり有害鳥獣の駆除のためであれば、まあ銃の免許についても取得についても助成をするというような対策もとっておりますので、まあ総合的な判断をしながら報償費等の値上げについては考えてまいりたいと思います。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 今、町長の方から答弁がありましたし、置戸町の報償費が決して低いわけではないようなお話もお聞きをいたしました。が、ですね、近隣町村におきましても今お話が

ありましたけども、猟友会等はもう成り立たないと、会員がいない、駆除ができないんだというような状況が隣町でもあるというような話を聞きましたし、まあ、すべての鹿や熊を獲れというわけではありませんし、農業被害にこう影響のある部分についてはね、駆除をいただくということで進めていただきたいと思いますし、獲るだけではなくてですね、実はその駆除した鹿や熊を利用してですね、それをまた二次加工などしてですね、まちの特産品にしている市町村もありますし、もう少しその辺のところいろいろただ獲るだけのお話じゃなくてね、もうすべてを獲るわけにはまずいかないことですし、まず共存共生も必要だということも含めてですね、もう少しそのやり方がいろいろあるのではないかというふうに考えておりますけども、町長の方でそういうお考えがあれば伺いたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 まずもってですね、置戸町の農業被害はちょっと増加傾向にありますが、この駆除をやっていただいて猟友会の日頃の努力に敬意と感謝を申し上げます。あのそんななかで、先ほどの質問だったんですけども、先ほど言いました北見市内相内にある指定業者っていうのが、まあ有効活用しようということで、インターネット上で見ますと、ペットフード等になる一部いい物については生肉にも回ってるっていうような話もありましたが、まあ町でもそれから議会でも、一時あの養鹿事業ということで特区でこの置戸は鹿の町の由来のとおり鹿の多いところだから有効活用できないかということで研究したときもありましたが、なかなかハードルが高くてそこまで及ばない。そして採算制でどうかということで実現しませんでしたけど、まあ近くでこういうような事業やってる人もいますし、どうやってやればもっと有効な活用ができるかってこともアンテナを張りながら今後のあの有効活用も含めた駆除、効率的な駆除を進めてまいりたいと思います。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 まあ、過去にもそういう質問があったり、研究をされたということでもありますけども、まあ、あのお聞きしますとですね、隣のあの陸別町さんあたりは地域おこし協力隊の方を入れて、その方にですね、加工販売の方をやっていただいているというような事例も近くでもありますので、ぜひとも研究をしていただきたいというふうにも思いますし、先ほどあの猟友会の会員の増減の話で歳を取られた方、まあ年配の方が3名やめて、若い人が3名入ったというような話をしましたけども、まあいずれにしても減少傾向は間違いないのかなというふうに考えておりますし、高齢の方もですね、少しでも長く何かこう猟を続けるようなことができるような体制と言いますか、まあ役場でもこう協力できる部分があるかなとは思いますが、その辺もう少し猟友会といろいろなこの状況を共有してですね、やっていただきたいと思いますけど、今まちとその猟友会の関係ってのはきっと良好なものだと思いますけども、その辺何かあれば町長から伺いたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 実は、就任してから猟友会と私が直接会ってることは組織としてですね、会ってることがなくて、コロナであの獣鎮祭や、それから鹿猟大会もちょっと開催できていないような状況なので、あの担当の方は猟友会の事務局さん、会長さんと連携を取りながら、もちろん熊が出たときにいち早く駆除してください、パトロールしてくださいということで連携をとっておりますが、あの意見交換の場を持ちながら今後の対策はあの双方で理にかなったような方法で進めてまいりたいと思いますので、あの心して連携を取ってまいりたいと思います。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 まあ、あの猟友会の方とも十分な協議を進めて連携をしてやっていただきたいというふうに申し上げて質問を終わります。

○岩藤議長 次に5番 澁谷恒壹議員。

○5番 澁谷議員〔一般質問席〕 それでは通告にしたがいまして私の方からエコープおけと店への行政支援についてということで質問を町長にいたしたいと思います。このテーマはですね、町民の方にはチラシの方ではこのお題目だけしか知らされていないという部分で、経営不振なのかとか、いろいろなその憶測が若干飛び交ったようですけれども、今日この場においてですね、内容等をお話することによって理解していただけるのかなと、そういうふうに私自身思っておりますのでよろしくお願いいたします。

エコープおけと店は農協史によりますと、昭和61年に改装され、8年後の平成6年に街並み整備事業に併せ新装開店し、現在に至っているようですが、本町におきましては現状町民の台所を一挙に引き受けていることから、生鮮食料品は必要不可欠であります。ところが最近では老朽化により店内の冷凍冷蔵庫の故障が相次ぎ、生物の扱いが少なく、町民も大変な不便をきたしている状況にあります。早急に修理か更新か、エコープおけと店はホクレン商事やJAきたみらいと検討されているとお聞きしております。また、ホクレン商事としては経営状態が特に悪い状況ではないということで残したいという意向と聞いております。しかし、JAきたみらいとしては現在まで4店舗の廃止をしております。おけと店も廃止になるのではないかと町民は不安を抱いている人たちもいるようであります。

このような状況ですので、まちとしても現状の情報を収集し、ホクレン商事、JAきたみらいと、この窮地を打開すべきと思います。現在故障した冷蔵庫には工夫をし、陳列棚とし、エコープおけと店としても最低限努力しているような状況に見受けられました。今回の故障についてはJAきたみらいの上部との話し合いが数回持たれたとのことでもあり、見積書ができた時点で再度話し合いをするという聞いております。

いずれにしても、まちの中心街でありますので、早急に何らかの行政支援が必要と思います。町民からも直接JAきたみらいへ電話等で要請されている方々もいると聞いております。また、経営権を持っているホクレン商事としての考え方など、今後エコープおけと店をどのように考えているのか、また行政としても現在進めている定住事業にも影響があると思いますので、一刻も早く協力を惜しまず進めるべきと思います。町長の考えを伺います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 エコープおけと店への行政支援のご質問でございました。私も農協史を見ながら、それから昔の記憶をたどりながら、少しエコープの歴史も少し話させていただきたいと思います。

戦前の置戸村信用購買組合から農会、農業会、そして昭和20年の農業協同組合法により昭和23年置戸村農協が発足しております。その以降ですね、秋田、境野、勝山にも支所が置かれ、そこには購買もありました。53年の廃止まで各地区、そしてそれぞれの地区の中心部において生活の地域の住民の台所として機能をしておりました。エコープのおけと店は昭和37年10月、農協の設立か

ら15周年事業の一環として今日赤の駐車場の位置に3階建てのビルが建てられております。その1階ではエコープ、2階には農協事務所、3階には理容店や食堂も置かれてた記憶もあります。11月の落成式典には多くの人が集まり、組合員だけではなくて置戸初のデパートだということで多くの町民が殺到し、華々しく開業したという記録が残っております。

その後30年余りが経過し、一度大きな改修を行いました、老朽化が進んでいたところ、町の一大プロジェクトでありました街並み整備事業の一環として置戸町農業協同組合では事務所や資材店舗、またエコープの移転改築を計画し、平成6年12月、現在の位置に新装開店しております。その後平成15年2月には置戸町農業協同組合をはじめとする8農協で広域合併を行い、JAきたみらいが誕生しました。これに合わせて、これまで置戸農業協同組合が運営してきておりましたエコープおけと店の経営はホクレン商事に移管され現在に至っております。

現在置戸町では購買力の低下や経営者の高齢化などにより、小売店の廃業が増えております。このようななかで町内唯一のスーパーとして生鮮食料品をはじめ生活日用品の販売など、エコープおけとが町民の生活に大きな役割を果たしていることは言うまでもありません。先ほど議員がおっしゃられたとおり、8月上旬から冷蔵庫が壊れてるということがあの町民の方からも町に直接寄せられてきて、不安を訴える方もおられました。

その後ですね、私の方も店長さん、そしてお話を聞くと、このエコープの店舗につきましてはJAきたみらいさんの持ち物ですというようなお話から常務さんともお話をさせていただいた経過があります。まあそのことはまた後ほど触れますが、議員のご質問にありました冷蔵庫・冷凍庫の故障はもっと早くから少し不調が出ていたようでございます。5月頃に生肉を除く陳列の冷蔵冷凍庫が故障し、魚介類やアイス、冷凍食品が販売制限をしていたということでありました。冷凍食品用の冷凍庫につきましては、部品が入ったことにより8月の末の方で故障は解消されております。また、魚介類の冷蔵庫ですが、店舗内の設備を一元管理している冷却装置の2台のうち1台が故障し、残り1台で稼働させていることから、まあ予定通りの温度が下がりきっていない状況での営業となっているようでございます。

商品の入れ替えなどを行い、お客様になるべく迷惑のかからないように対応しているということで、まあ、売り場の方も見せていただいて、飲み物の位置と海産物の位置を変えて温度の下がらないところに飲み物を持ってってような工夫もされて営業してるということでございます。

故障のあと、エコープおけと店、そしてきたみらいさんとお話するなかで、故障の原因であるこの施設設備につきましては、直すのに相当な金額を要するということと、中古での対応も検討しているというようなことで、本社にもそのことは伝わっているということで、まあ早期解消に向けてそれぞれ歩み寄っていますが、なかなか高額であることから進まないということもお聞きしておりました。

先週8日ですね、私は出札の折に直接ホクレン商事の方の本社をお伺いして、ちょうど河原社長さんと岩野専務理事が在庁でありましたのでお会いしております。本町において高齢者を含めてなくてはならない生活インフラということでのエコープであり、設備の早期改修を要請するとともに、町民も近隣のエコープ店の閉店を目の当たりにしており、不安を寄せられていることをお伝えし、よもやの撤退ということがないよう重ねてお願いをしまいったところでございます。

社長からは今回の冷蔵設備のことで撤退をするようなことは考えていないということをお聞きいた

しまして、安堵して帰ってきたところではありますが、設備の改修につきましては相当な高額になるということが見込まれるということをエーコープ、それからホクレン商事、そして農協と共有をしているということでありましたが、このことがホクレン商事本体とも協議案件となって、三者で今どのようにしていくかということで協議をしているということでございましたので、早急に解消していただきたいということをお願いして帰ってきたところでございます。

なお、その際町からはホクレン商事に対し、今回の故障に対して高額な費用が負担がされるということであってなかなかできないということであれば相談に乗ることもありますということを申し入れております。これらにつきましては、金額、それから助成の有無ということはまだ明示はしておりませんが、困ったことがあれば必ず相談をしていただきたいということを申し添えて帰ってきておりますし、先ほど申し上げましたとおりに早期に改修がなされるように努力するということもこれからの推移も見ながらですね、農協をはじめホクレン商事とも情報交換を行いながら、このまちからエーコープがなくなるということにならないように、そして品揃えが従来のように戻るように、町としても出来る限りのことを考えていきたいと思っておりますし、もしもその際予算が絡むような内容になれば議員の皆様にもお諮りをして対応してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○岩藤議長 質問の途中ですが、しばらく休憩します。１０時５５分から再開します。

休憩 １０時３５分

再開 １０時５５分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

５番 澁谷恒壹議員。

○５番 澁谷議員〔一般質問席〕 先ほど町長の方から詳細にわたってご答弁をいただきましたけれども、いずれにいたしましてもですね、皆さん心配しておられるのは一刻も早く元の状態に戻していただきたい、そのような努力を皆さんは期待してると思っておりますので、なんとかこの窮地を打開していただきたいと、そのように思っております。

やはりあの、今となっては先ほど町長も申されましたようにですね、小売店がほとんどなくなったような置戸市街でございますので、とにかくエーコープさんに頑張っていただかないと我々町民としてもですね、本当にいろいろな事業をやるにしても、あるいは定住の話、我々はよくそういった関係で今までもいろんな人と関わってお世話してきたわけですがけれども、やはりスーパーがなくなればそれなりのやはり寂しさと気持ちもやはり来ようと思ってもそういったものはないということになりますと、どうしても心が塞いだような状況になりますので、なかなか私どももそういった話を進めにくい、そんなようなことがありますのでよろしくお願いいたしますと思っております。

エーコープにつきましては地元理事さんとも実はお話をいたしまして、ぜひ行政も協力を惜しまないような形で町長に進言をしたいと、そんなようなことからお話をしてきました。やはりあのホクレン商事の考えがあくまでも基本となるということをお聞きしましたし、そこへ行政がまあ応援隊のような形ででもいいですから、やはりバックアップすることによって実現が早くなるのかなと、そん

なふうに考えましたので、その辺も含めてよろしくお願ひしたいと思います。そんなことでそのほかに町長の方からですね、もう少し別な形でっていうものがもしあるとすれば、お話していただければなと思いますが。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 先ほど言いましたように、先週の木曜日出札の際に急遽っていうわけではない、前の日に電話入れて行かせていただきたいたいということでお願いをしたときに、あの本当は専務対応だったんですけども社長も来ていただいたってということで、その話のなかで社長からおけと店をなくすことは考えていないから安心してくれっていうことはあの伝わりましたので、それは一安心だなと思ってます。ただ、先ほど申し上げましたが、設備の更新等、修繕では治まらないような内容だということもお聞きして相当な額が今の正式見積りをとっているんだということでお話をされて、専務の方からはほかの町での支援の事例もお話があったので、まあそういうことが要請されるかもしれないっていうことは含んで帰ってきました。

で、うちの方からも、置戸町といたしましても、ホクレン商事、エーコープをなくさない、そして地域のインフラだっていうことからいえば、こちらからも検討いただきたいことっていうのは以前もあの協議をさせていただいたんですけども、商工会に入るという手もどうでしょうかということもお話を検討していただきたいということもこちらの方からあの申し上げて帰ってきたところでございます。あの清里町ではやはりエーコープも町内の大事なインフラだということで、食卓を守るだけではなくて経済の中心でもありますので、そのような取り組みをしている町もあるということもお伝えをして、まああの一緒に置戸町の維持発展のためにご協力いただきたいってことも申し上げてまいったところでございます。あの私はその言葉はあの社長から伺ったことはまさに間違いないというふうに確信をして帰ってきたところでございます。

○岩藤議長 5番。

○5番 澁谷議員〔一般質問席〕 今、再度お伺いいたしました。そのなかで言われました、将来的には町の商工会に加入していただくっていう一つの方法だということは、実は地元理事さんにその話を聞きました。本町だけのエーコープさんだけが商工会に加盟していないんだというようなお話を聞きまして、管内はほとんど今エーコープ店を構えている町村につきましてはほとんどが加盟してるというお話を聞きましたので、ぜひ同じ線ですね、町内一体となったエーコープ店の再建と、そういう方向で努力していただきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、あのエーコープにつきましては質問を終わらせていただきます。

続きまして、2つ目は旧開発センター農産加工室の活用と今後についてということで質問いたします。昭和57年12月に開設したこの施設は、地場資源を活用する加工の研究開発と地域の産物を有効に活用し、木工と農産加工の施設設備を備え、それによってひとづくり・ものづくりが一体となった創造的な町を目指すということで、当時教育委員会の所管として誕生しました。

置戸10年の冊子、平成6年発行ですが、そのなかに記しており、現在の地産地消に当たるといいます。現在町内には食品グループ等は食生活改善グループ、乾燥野菜グループの楽しいな、牛乳豆腐加工からスタートしたはぐるまなど、そのほかにもあるかも知れませんが、過去にはこのようなグループを含め多くの団体が開発センター農産加工施設を利用、研修し、活動に大きな役割を果たしてき

たと思います。しかし、現状は加工施設ばかりでなく、施設全体が老朽化し利用できる状況になく、それぞれのグループは大変苦慮しているとお聞きしております。また、現在中央公民館の調理室を主に利用し活動しておりますが、手狭と他のグループと調整をしながらの状況と聞いております。また、水回りのことについてはあまり気遣いせず利用できる旧開発センター農産加工施設が使い勝手が良いというグループもありますので、農産加工施設の整備が急務だと思います。

現在使用できない施設の許認可は数年ごとに更新しているようですが、理解できません。そして今後のことを考えたとき、ふるさと納税の返礼品のなかで食品加工品が少なく開発が急務と思われる。そのためにも施設整備が必要と思いますが、町長の考えを伺います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 旧開発センター農産加工室の活用と今後についてということと、それからそういう加工施設の新設も含めたご質問だったと思います。以前もあの議会でこの開発センターができた頃に私はここの役場に就職をして、そのときに横路知事が来町されて、置戸町は一村一品運動の手本だと言われて握手をされた記憶があって、誇らしい思いがあった記憶があります。それからもうすでに相当年数が経った建物でございます。

旧開発センターは地場資源を高度に活用する加工技術の開発と地域の産物を有効に利用した生活文化の普及を図ることを目的に、昭和57年に開館しております。当時は町の総合計画や社会教育5カ年計画に基づいて、行政が主体的に地場資源を活用した木製品、地域産物を活用した缶詰やジャム、燻製製品などを試作し研究をしておりましたが、その後木製品に特化してオケクラフトが誕生し、昭和63年4月にはオケクラフトセンター森林工芸館が開館したことから、平成5年度をもってオケクラフトセンター森林工芸館に統一され、現在の形となっております。

今も地場産の加工などで多くの団体が回数は少ないですけども利用いただいている施設でもあります。施設は築40年を過ぎ、先ほど議員もおっしゃられたように老朽化は目立ってきておりますが、機能といたしましては一部使用できなくなった備品もありますが、施設全体自体はまだ使える状態なので、衛生上も保健所の惣菜・菓子・漬物の許可がおりる状態の水準であります。また、営業許可と同時に食品衛生管理者の取得も必要となりますが、森林工芸館だけではなく、例えば馬力だすべえ祭などの各種イベント開催時の衛生責任者としても使用しております。

現在はコロナ禍で利用団体が少し減少しておりますが、まだまだ現役で利用できる施設だと認識しておりますし、たくさんのご利用をいただきたいとも願っております。先ほど議員からのお話でも町内の食品加工のグループが利用できる施設対応とのことですが、現在それぞれの団体が公民館でのサークル活動を終え、規約を持った新たな生産団体へと成長しつつあります。その成長を支えるためにも、まちといたしましても担当職員を置き、活動に対する相談や町の各種支援策の情報提供、他組織との調整などを行っていますが、将来的には独立に向けた後押しを行っていきたいと思っております。また、これらの団体が食品加工の事業所として商品開発に取り組み、ふるさと納税の返礼品などにより活用され、活性化が図られれば何よりだというふうに思っております。

町の食のまちづくり事業にも通じるかと思いますが、食品加工施設の整備につきましても以前、あの答弁をしておりますが、何を作る施設が必要なのかということを確認にしなければ、ぼやっとした施設では用をなさないというふうに思っておりますので、加工品の種類や実際に利用される方向

を見極めた上で、旧開発センターだけではなくて、公民館、4地区館含めて既存の施設の利用や改修も含め検討していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、町内から食品加工グループや団体が一つでも多く育っていくため、公民館だけではなくて、それぞれの施設に特徴がありますので、多くの可能性を残すためにも旧開発センターの機能は残し、食品加工を行うために利用できる施設として営業許可を取得し続けたいと思っております。もちろん必要に応じて修繕なども行ってまいります。

今回1件相談をいただきました団体がありました。これはあの先ほど言われた、議員からおっしゃられた研究グループから生産組織に移ろうとしてるあの団体であります。この団体が準備が進めばあの課題はありますが、その団体の要望等をマッチをさせるためにはまちのなかの空き店舗も活用できないかと、なかなかあの空き店舗の権利の問題、相続の問題と課題はありますが、このまま空き店舗が活用されずに市街地に残るということではなくて、その団体さんにもどうでしょうかというようなマッチングも進めてまいりたいと思いますし、そのための起業支援としての各種施策もありますので、積極的な取り組みを進めていこうと思いますし、支援もいろいろな方向で検討しながら進めてまいりたいと思っておりますのでご理解賜りたいと思います。

あの大通り商店街の空き家と言いますか、空き店舗が相当増えてきていますので、やはりまちに来る人はこれを見て活気がないまちだというふうに思われる方も多いというふうにお聞きいたしております。このグループさんだけではありませんが、ほかの組織や団体、機関、まあこの空き店舗を活用して地域の活性化や、それから市街地の潤いを与えていけるような総合的な考えで進めてまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○岩藤議長 5番。

○5番 澁谷議員〔一般質問席〕 今、答弁という形でいろいろお聞きしましたけれども、やはりあのグループもやはり確かにあの先ほど町長言われたように目的なり食品加工の種類、そのグループがどんな形で利用してグループが出るのだろう、出るであろうっていう想定の中かなではできないという意味に私は今受け止めましたけれども、確かにそのとおりでございますけれども、ただあの今ある3グループの方々が、ある施設が今町長言われました開発センターの農産加工室はまだ使えますと、使えるんだけど使えないみたいな、そんなグループがないわけではないみたいなことを実際お話を聞きましたので、それっていうのはどういうことだったら、やはりあれだけ水回りの部分でいくと非常にあの水はけがいいって言いますか、排水の関係も良好な施設にしてあるんですけども、その上物に乗っているその施設、あるいは装置って言いますか、機械、そういったものが老朽化して使えてないよと、そういう部分でなんとかあの施設を活かしてほしいと、そういうお話をいただきましたのでね、そういういろんな料理グループありますけれども、一般的に最低でもあの場所でしか作れないものを整備する方がより効率の良い使い方がしていけるのかなとそんなふうに思いましたので、現状ではやはり本当に使えますけれども限られた人たち、あるいは限られた時期しか使えない。そんなようなふうに私は受け止めたので、できれば年間通してどのグループかが自由に使えるような、そういう装置が必要じゃないのかなと。外見は見えそう、大丈夫だよというものの、中身を紐解くとそういう装置がないために使い勝手が悪い。何かそんなふうに私は受け止めたのでね、そういうことも検討していただきたいなと思います。その辺についてもう一度ちょっとお話を聞きたいと思いま

す。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 開発センターの食品加工室に限らずいろんなところで設備はありますということをお話をさせていただいたんですが、あの一つは管理上の問題で使いづらいということ、時間が制限されたり鍵が管理をできないとか、施設側で管理しなきゃならないというような、あの要望があったところは承知しております。

ある意味で自分たちが24時間好きな時に来て使いたいという意味だと思うんですけども、なかなか公共施設のなかではそういうことがなかなか難しいということもご理解いただきたいということと、それから設備については冷蔵庫と一部使えなくなったものもありますが、あの温水釜、圧力釜の方も修繕いたしておりますし、あのあそこの施設で何が必要かということはその使う団体によって違うと思うんですけども、ほかには夢見館には野菜を洗う洗浄機械も、これ農業の補助事業を使って設置したものもありますし、現在ちょっと使っているかどうかは確認できてませんが、それぞれの用途で1カ所にまとめなくても、あのいろんなところにそういうのが活用できるものがあるというふうにも私も認識しておりますし、公共施設の使い方としてやはりあの使う方の利便性も図りながらやりますが、あのどうしても管理上必要な部分もありますし、それが制限と受け止められたり、それから備品の充実が足りないということであれば、実際にはどういう備品が活動には必要なのか、ご提示いただければ検討してまいりたいと思います。

○岩藤議長 5番。

○5番 澁谷議員〔一般質問席〕 まあ検討していただくというふうに今お答えいただきましたけれども、今夢見館のお話も出ました。実はその話も聞いておまして、当時、まあ行政がその事業を対象にするための、まあ当時は置戸農協ですね、その時代に作った夢見館ということでいろんな補助事業を受けて建ちましたと、できましたということをお話聞きました。しかしながら、その夢見館ですね、かなり老朽化が激しくて冷蔵庫がもうだめなようです。それで農協、きたみらいとしては今の状況としてはそれぞれ今でいう支所って言うんですか、支店長の判断でまあ使わなくなったものについては処理するようにと、処分するようにとというような上からのそういうお話があるそうなんですけれども、それを使うための例えば備品、今のお話ですとその備品なんかの話が出たときには、今のきたみらいとしては一切ノータッチということで、使う側の方あるいは行政なりのそちらの方に委ねてるのかなということで、農協自体、きたみらい自体としてはそういった備品の購入には一切関わらないと、そういうのははっきりしているそうですので、その夢見館を使うにしても何か備品が必要で使いたいということになれば、やはり行政の支援なりが必要になってくるのかなと思います。できれば今アイスクリームとか、そういったところで夢見館ができたと思いますので、そういったことがまた再度新しい施設をすることによってできるのであればですね、合わせて開発センターの方との施設と合わせてこれからは検討していく必要があるのかなと、そう思っております。

そんなことで、それについてはその町長の方では夢見館の方の話についてはどの程度まで知っておられるのか分かりませんが、その辺ちょっと知ってる限りでよろしいですからお聞きしたいです。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 先ほどの事例がありました、あの1件相談がありましたという団体についても、

総合的に考えると検討の余地はあるんですが、夢見館がいいんだっていう話にはなりました。夢見館の方は今農協が所有して保管しておりますので、農協の担当者とも今の牛乳豆腐を作るはぐるまの会とも調整をしながらということをやっていますが、あの基本論のところでいきますと、なかなか社会教育でいろんな研究グループができてはそれ以降、やはりその域を脱しないということが今までの置戸の課題だったのかなと思います。

このふるさと納税の返礼品ということを考えるのであれば、やはり販売、研究ではない、もうあの販売だとか、それから生産、そして一定程度の利益を得るというようなところまでいくのであれば、今度は企業支援の方であの自由な発想ですね、あの企業経営と言ったらおかしいんでしょうけども、あの生産活動をできるように支援の方が必要ではないかということで、先ほど言った昨年新たに設けました、起業するときには、起業する場合は100万円そのまま交付しますよだとか、また商店街で今の空き店舗を利用するのであれば美しい商店街、それから未来の起業っていうような制度もあって補助制度もあります。これはやはりやる方がもちろん手出しをしてやることも、やはりこれからの運営や企業として伸びていくっていうことには必要で、すべてが行政が整えてやってくださいっていうことではないかなっていうふうにも私は思ってる時期だと思ってますので、あの研究や、それからみんなの集まりであの試作をするっていう部分でいけば、公民館とか、開発センターでもいいんですけども、生産をしていくという心構えができたならば、ぜひとも違う支援でバックアップをしていきたいというふうに考えております。

○岩藤議長 5番。

○5番 澁谷議員〔一般質問席〕 公民館教室等で研修とか、いろんなことで勉強されたことがそれぞれの団体の販売まで結びつけていかれるのが理想だと、確かにそのとおりで進んできたと思います。ですけれども、どちらかというと私は個人的には社会教育ですけれども、いつもどの事業いろいろやりますけれども、窓口はいいんですが、出口はどうもねっていうのが昔から社会教育の大きな課題であると思います。その一つかなと。それで公民館教室とか、そういうグループがいろいろできるんですけれども、その後のいわゆる商売って言いますか、販売の方まで行きつくグループが本当に少ない。これは何かなっていうことをやはり再度検討しなきゃならない、そんな時期かなと。それにやはり町長も変わりましたですね、ふるさと納税の返礼品という一つの大きな目標に向かっているわけですから、その辺を考えますと、やはりもっともっと追求していく必要があるのかな、そんなふうに考えておりますので、その辺も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

最後ですけれども、まあいろいろお話を聞きましたけれども、いずれにしましてもですね、今のグループがリーダー的な感覚でもって提唱してくれる人たちを含めてですね、育成していければなと、そんなふうに思っておりますので、特に公民館教室のなかではそういったことが当たり前のように何10年も続いておりますので、これからも継続し、今はどちらかというとあとに続く人が、後継になるような人材と言いますか、なかなか途中で途切れるのが社会教育かなと、そういうのもないわけではないなと、そんなこと含めて全般的にそういうことを検討していただきたいなと思います。

そんなことで私の町長に対する期待も込めまして、以上で質問を終わらせていただきます。

○岩藤議長 次に3番 阿部光久議員。

○3番 阿部議員〔一般質問席〕 通告にしたがいまして町長に質問をいたします。街中にたむろする

カラスの対策についてであります。

いつごろか始まりは分かりませんが、毎日おおよそ決まった時間に町内の一部、特に山手通り、中央町内付近から本町と西町の境界付近、さらには表通り、西町から拓殖方面までカラスが電線に止まっています。糞害も数多いのはカラスが止まる電線下を見れば一目瞭然であります。まち唯一の医療機関である置戸赤十字病院もそのエリアにあります。これまで人的被害の報告はありませんが、このことについて行政として協議をされたことがあるのか、またあるとすればどのような対策が考えられるのか伺います。

○岩藤議長 町長。

○深川議長〔登壇〕 今、阿部議員の方から街中のカラス対策のご質問です。あの本当にいつからこんなふうになったかなあって記憶を戻すと、ごみ捨て場がなくなっところ、みんなごみがあの違う処分場に行く、それから墓地であの供物をみんな持ち帰るようにしなさいっていうような時期あたりから市街のカラスって増えてきたのかななんて思いながらこの質問を考えていました。

あの本当にヒッチコックの鳥の映画のように、大群のカラスが夕刻、朝も騒いでるのも姿を見ますが、まあ起きてる時間と少しずれてるのかもしれませんが、夕刻は本当に仕事が終わる時間に大軍をなして置戸の市街地区を大量のカラスが移動している状況、そして先ほど議員がおっしゃられたように、電線で止まって山に行く手前、ちょっとあの糞害が出てるようなことも見受けられます。今まで検討したことがあるかということがご質問ありましたが、平成31年3月の定例会でもこのカラス対策についてどうだろうということが、あの質問がなされておりますが、なかなかこのまちでもこの決定打がないまま来ているところでございます。

置戸町の現状から言いますと、7月下旬ごろからかと思いますが、今年も毎日夕方になると生涯学習情報センター通り線、市街地裏通り線沿線の電線、それから地域福祉センター、中央公民館、スポーツセンター、コミュニティホールぽっぽ、図書館、大きな屋根のある公共施設から電線の方に移っていくということが見受けられております。日が暮れるころになると山の方へ飛び去っていくということになってますが、その場所についてはその時期その時期で変わってっているようでございます。

先週ちょっと見ますと、置戸日赤病院の玄関のところは糞害が少なくなっていたので、少しこちらの大円寺から役場の方に今の時期ずれてきてんのかなというふうに思っております。また、議会だけではなくて置戸地区の地域懇談会でもカラスの対策についていい方法はないかということでご意見もいただいておりますが、カラス対策は本町に限らず、都市部をはじめ全国的に頭を抱えております。いろいろな対策としてグッズも販売されていますが、なかなか効果的なものが、恒久的に効果があるものが販売されているという例はお聞きしておりません。

ご承知のとおり、カラス含めて野生鳥獣は保護管理法により許可なく捕獲や駆除ができないことになっております。本町でも毎年有害駆除としてカラスの駆除を行っていますが、この市街地区においては発砲が制限されている場所となっており、なかなか発砲による駆除はできません。駆除許可も下りません。その駆除の実績でいきますと、令和2年度で35羽、令和3年度で2羽と実績は上がってませんし、この駆除につきましても市街地区を除いた地域での捕獲実績だというふうに思っております。過去には拓殖の旧ごみ捨て場で箱罠を設置したこともありますが、カラスは学習能力が非常に高い鳥で、徐々に効果はなくなり、また市街地区のカラス対策に限って申しますと、罠の設置などが確

保できないという現状もご承知いただきたいと思います。

郊外の農業者のお宅を伺うと、あの鳥の模型をしたグライダー、風で飛ぶ鳥除けなのでしょう。そのような農家さんも多かったんですけども、お聞きしますと最初のうちは効いたけども、どんどん効果がなくなるんだというようなお話も聞きました。全国の事例で言いますと、本当の鷹による追い払いやカラスの鳴き声で録音をしてですね、危険を知らせる鳴き声を流すことによって追い払うなどの方法も取られている自治体もありますが、どちらもその場から一時的に移動するもので、移動した場所で新たな被害が出ていると、糞害等不快などの被害が出ていたちごっこを繰り返しているというような状況だというふうに認識しております。

このようなことからカラス対策につきましては非常に悩ましい状況で決定策がありません。後手に回っている状況であります、これから関係機関と情報交換する、そしてほかの自治体の先進事例を見ながらいい解決策があれば取り組んでいきたいなと思っております。

カラス自体は山のなかに営巢していることから、今のところ人を襲ってくるなどの被害は近年確認されていませんが、糞害、鳴き声、騒音での不快、そしてカラスの死骸が死んでいるのでどうしたらいいんだという問い合わせも役場の方には寄せられております。これはあの市街地のカラスの数が年々増加傾向にあるのかもしれないってことを考えてもおります。

例年ですと、今月中には市街地域から別の地域に移動する時期になっていくと思います。これは農村部の収穫作業のあの残物を取りに行くのかなってということもありますが、少し移動していくと思いますし、市街地はもう少しの間被害に遭わないように、それぞれご注意いただきたいということしか申し上げられません。

先日ですね、私あの個人では少し勉強させていただいて、カラスが嫌がる音っていうのはインターネット上で出ています。もしもこれをですね、お祭りとかの放送設備が市街地は整って、あの夏まつりの音楽とか鳴らす設備がありますので、そういうので試してみてもどうかと。先ほど言いましたように一時的なものになるかもしれませんが、あのそんなこともどうだろうかというのを、あの考えながら昨日あの商工会の方にもお電話いたしましたらCD音源さえあれば鳴らすことはできますよと、ただ場所場所選んではできませんということだったので、まあ何かほかにもいい方法があれば、あの1回試してみようとは思ってますが、今のところ決定打はないっていうことを回答するしかございませんが、あの何とかいろんな方法が出れば試してみたいというふうに思っております。

○岩藤議長 3番。

○3番 阿部議員〔一般質問席〕 今、町長が答えられたようなことになろうかなというふうに思うんですけども、まずあの毎日のカラスの行動っていうか、活動でわかってることは、ねぐら、まあ山に帰るわけですけども、その際まちに寄ってくるという状態なんです、朝5時半ぐらいですかね、そんな時間に今あのすべてのカラスが訓子府の方に向かって飛んでくる。それが帰ってくるのがまあ夕方になる。そんなカラスがですね、まあまちに寄らないでまっすぐね、ねぐらの方に帰っていただければ大変ありがたいわけですけども、習性として一休み電線で止まってっていうことなんですね、これ。そんなことなんですね。過去にね、ごみ捨て場のところに箱を置いて捕獲を行っていたことがかなり長い期間やってたと思うんです。そのとき、まあ結構な数の捕獲されていたんだろうなと思いますから、もうすでにあの当時のカラスと代替わりをしておりますから、どこに置いても入るんじやな

いかなと。これがまああの東京あたりで考えますと一番的確な対策だと。もちろんそのごみによって生きてる東京のカラスは。夜ごみを収集することによって食べるものなくなる、なくす。そしてそのトラップで取っていくということがいちばんまあ数を減らす方法だなということになってますから、昔使ってたもう罠はないんでしょうけれども、あんなの作るのにそんなに莫大なお金が掛かるわけじゃないと考えれば、何力所か置いていただくことで少しは今よりも数を減らすことが可能なんじゃないかなというふうな考えがあります。

どうしてもあの捕獲って言いますけれども、銃を使ってやるとすれば先ほど町長が答えられたように、まちなかでは発砲はもちろん禁止でありますから、山に行って、今鹿と熊だけでハンターの方たち少ないなかで大変な思いをしてる。それなのにまたカラスもかっていう話になろうかと思えますから、ぜひですね、このトラップをやっていただいて、その経過を見て、それがもしうまくいけばあれば続けてやっていただければなと。とりあえず、まああの山の木がどんどん伐られていくのも一つの大きな原因ではないかなというふうに思いますが、何かこう手立てとして可能なものをちょっとチャレンジしていただいてみてはどうかなというふうに思いますので、その辺町長いかがなものでしょうか。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 ちょうど当時箱罠が作られたころ、私隣の係であの箱罠を、当時あのごみの収集を担当してる方が箱罠の管理をしていた時代があって、はじめにカラスをおびき寄せるのに、本当に生きたカラスを獲って箱に入れとかなきゃだめだったことと、ごみ捨て場ってのはやっぱりカラスが寄ってくる場所だったんで、そこに設置したんですが、やはりあの何年かやったんですけども減ってたんですね。やはり利口なんですね。そしてカラスはそんなに長生きしないっていうふうに聞いているんですが、次の世代にやはり伝わってるんで、利口なんで、こういうのは罠だとか危ないっていうのは伝わって、あんまり効果的な捕獲になっていなかったっていうことと、それから殺処分が結構大変だったっていうことがあの当時言われていました。

やはりあの捕獲した鳥獣も殺すにあたっては、やはりあの変な殺し方をしてはちょっと問題にもなるということもあって、そこら辺の課題もあって、今のカラスの忌避剤のなかで模型のカラスが売ってあって、すぐ近くにぶら下げると来ないよっていうんですが、それも、見た目もあまりよろしくないですし、そしてあの効果もそんなに長続きしないということも、ちょっとあの情報ではありますので、まああの箱罠に限らずですね、何か違ういい方法があればと思っておりますが、あの僕もあの携帯電話で、実はカラスが役場のとこに来たときにさっきのピープ音を鳴らしたら寄らなかったのはちょっと確認してるんですね。で、それは人間にとっては聞こえる音ではなかったのが不快だとは思わなかったんですが、大きな音量でヘッドホンで聴いてはちょっと気分が悪くなりますっていうようなことも書かれていたので、人体にそんなには害はないのかもしれないですけど、一概にこれがいとも言い切れてないので、まあいろんなものを試しながらですね、やっていきたいと思えますし、以前はあのCDを家の前にぶら下げてピカピカ光らせて追い払ったときもありますが、それも効かないということで、やはりカラスも利口だなあと思っておりますので、いろんなことにチャレンジする意欲はありますのでやっていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思えます。

○岩藤議長 3番。

○3番 阿部議員〔一般質問席〕 先ほど嘉藤議員の鳥獣対策の部分で、議員が多分言いたかったことのひとつがまだ残されておりますので、農業被害の部分ですね、あのまちなかでただカラスがいるっというだけでなく、農業被害、植えた作物を全部何匹かのカラスで順番に捕食をしていくということで、まあ植えたものをまた植え替えしなければならないと、こういうような事例もありますから、できれば固まってるところで大量にこちらの方が捕獲をすればね、その被害も減るのかなというふうに思います。

まああのパーク場なんか見てますと、芝刈り機が入りますとすぐカラスが集まってきて、何匹も穴を掘って下のミミズかなんかを食べてるんだと思いますけども、そういう行動がもう畑の作物を収穫したあととか、もうひどい状態ですから、それが全部カラスの栄養になって次のまた子どもを産む、もちろん数を増やす原因になってんだというふうに考えますと、どこで何をしたらいいのかって話になろうかと思いますが、ぜひあのいろいろ試していただいて、効果的なものがあれば広めていただければなというふうに思いますのでよろしくお願いします。

私の質問は以上で終わります。

○岩藤議長 これで一般質問を終わります。

◎日程第 3 議案第44号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙
における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例から

◎日程第 9 議案第50号 令和4年度置戸町介護保険事業特別
会計補正予算（第1号）まで

————— 7件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第3 議案第44号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例から日程第9 議案第50号 令和4年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題とし、これから質疑を行います。

質疑は議案の順序で行います。

〈議案第44号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 まず、議案第44号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 今回、この改正ということで、少し今までと選挙が変わるのかなというふうに感じておりますし、今までやってきた選挙と違うということで戸惑いも感じておるところでございますけども、この条例改正と合わせて来春からもこれ実施されるということでありましようから、次の町議選には、この条例が生きてくるのかなと思いますけど、その辺の、町民あるいは候補者への周知みたいなものは、どういうふうに考えているのかお知らせください。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 来年、町議選が予定されておりますので、当然、説明会等開催する予定でありますので、そのなかでは当然、資料等の提供があるというふうに思っております。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員 ぎりぎりの説明会では、きっと間に合わないと言いますか、準備も必要なことがあろうかと思っておりますので、少し早目のお知らせというか、周知をいただきたいというふうに考えますので、その辺よろしく願いしたいと思っております。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 一般的な選挙がありますよということのなかの一部分ですね、こういう制度もありましたっていう、できましたっていうことは周知はできると思いますけども、どなたが立候補されるか分かりませんし、制度もたくさん複雑でいろんな申請書類もありますので、そういった部分については、どうしても説明会の。それから、個別で選挙管理委員会の方にお問い合わせいただければ資料等お渡しできると思っておりますので、よろしくお願いします。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第45号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第45号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第46号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第46号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第47号 令和4年度置戸町一般会計補正予算(第4号)〉

○岩藤議長 議案第47号 令和4年度置戸町一般会計補正予算(第4号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第4号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款議会費。2款総務費、1項総務管理費、3項戸籍住民登録費。

質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 7ページの一番下の戸籍住民登録に要する経費のなかで、この経費については、マイナンバー登録に関してインターネット接続料を増額するんだという追加の説明をいただきました。それで、参考までにですね、今本町においてですね、直近でですね、登録件数、住民の登録件数です

ね、2週間ほど前には北海道新聞にも出てましたけど、その後、徐々に増えてはいると思うんですけど、現在の登録件数を教えてほしいと思います。

○岩藤議長 町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 マイナンバーの交付率ということでよろしかったでしょうか。置戸町の8月末現在の交付枚数は976枚で、置戸町として交付率は36%となっております。ただ、申請を終えて交付をまだ未済の方もいらっしゃいますので、申請だけでいけば44%、1,000枚を超えている状況となっております。参考までに、全国、8月末で47.4%。北海道におきましては、8月末で44.6%の交付率となっております。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 それでですね、ちょっと関連してですね、私も2週間ほど前に申請して、手元に交付していただきました。それで、そのなかでですね、国がですね、非常にアピールしているのは、最大2万円分のマイナンバーポイントがもらえますよという、これが大きくクローズアップして国民の皆さんに呼びかけているんですが、この2万円分のポイントをもたらうのはいいんですけど、どうやって使ったらいいのかっていうか、その使い道の部分についてね、ちょっといろいろ調べてみたんですけど、具体的にどうやって使えばいいのかなっていう、その辺のちょっと説明っていうのかな、身近にあるもので我々がどうやった形で使えるのか、その辺のことを分かる範囲で結構ですけど、教えていただきたいと思います。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 ただいまマイナンバーカードを今月中に申請をしていただければ、マイナポイントが最大2万円分のポイントがつくというところで進めさせていただいたところでございます。具体的になんでも、例えば、今多くの方がポイントを利用できるカードっていうんでしょうか、そういったものをポイントでお買い物ができるとか、そういったものが多々種あります。そういったカードをお持ちになっていただいて、最大ですね、最大2万円の条件がございますので、その条件を満たした方には、最大2万円分のポイントがつくということでございます。その2万円分のポイントはですね、その各カード会社、各ポイントの利用規定にもあるんですが、多くはポイントでお支払いができる。ものを買ったりすることができるという機能がついておりますので、そちらに最大2万円分を使えるポイントを付与するということの制度でございます。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 そうするとですね、基本的には申請してマイナンバーカードを交付していただくんですけど、ただいただいただけではだめだと。要するに、マイナポイントのつく、そういった手続きをしないと基本的には活用できないということだと思うんですけど、それはそのとおりでよろしいですかね。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 窓口に来られる方で一番多いケースでございますけれども、マイナンバーカードそのものにポイントが付与されるという理解をされている方が多くいらっしゃいます。しかしながら、マイナンバーカード自体にはポイントの機能はございませんので、そのお持ちであるポイントを使用ができる、なんて言うんでしょう、カードと言いますか、そういったものが別に必要になると。その

希望されるカード、ポイントに2万円分のポイントを付与するように設定をするということが流れでございます。ですので、非常に誤解を招くところでございますけれども、マイナンバーカードのほかにも、そのポイントを付与したいポイントカードと言いますか、そちらをご持参いただく必要がございます。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 そのことは、このパンフレットにも書いて僕も読んで見ているんだけど、ただ非常にですね、ややこしいなっていうか、マイナンバーを登録して申請して登録するだけでもですね、もらうときに2つの暗証番号、6桁以上の暗証番号と、それから通常4桁の暗証番号2つがいるんだっていうことで、それはそれでクリアできるんですけど、ただ2万円分ですね、ポイントの活用についてですね、ちょっとなんて言うのかな、高齢者向けの人ですね、これだけ理解できるかどうか。ここまでしてですね、国はどういうふうを考えているかよく分からないんだけど、むしろもっとですね、もうできちゃっているからこれ以上言ってもしょうがないんだけど、もっと我々の生活にマッチした、そして、田舎でも都会でもどこでも使えるような、簡単に使えるような、その2万円のポイントを付与しますよっていうことにならないと、これは普及しないと思うんですね。44%ですか、置戸町は。登録で44%ということなんですけど、私の場合もですね、家族3人いて、とりあえず自分は先にどういう形でやればいいのかっていうことで役場で登録したんですけど、3人家族で私だけだから今のところ、33%ですね。33.3%なので、9月末までには、あと残った者は登録したいと思っているんですけど、ただやっぱり、なんて言うのかな、今言ったとおり、ポイントの使い方、それが非常に難解であるということだね、やっぱりもう少しその国に対する改善っていうのかな、そのことを検討してもらいたいと思うんだけど、それはやっぱり地域の声として、これはやっぱり地域にあったもの、44%の高齢者の方が住んでいてね、高齢化率が44%で、しかもですね、マイナンバーをですね、交付するだけでも非常に手間かかっていると思うんですよ、窓口の人ね。いたるところで機会があればこうやって、広報っていうのかな、広告を出してやっているんだけど、やはりもっとその、この2万円分だって国の税金使うわけだね。やっぱり使い道としてね、こういうなんて言うのかな、公平性があるのかないのか。

例えばですよ、すいません長くなって。これNTTドコモとか、KDDIとか、イオングループとか、ソフトバンクとか、セブン銀行あるいはビックカメラとか郵便局、いろいろそういったその使ってるものでマイナンバーっていうか、ポイントを獲得して、そこで使いますよっていう、そういった使い方だと思うんだ。そうだとするならばね、ちょっと我々の生活の実態とは離れていると思うんで、もうスタートして出発しているからどうのこうのはここでもしょうがないのかもしれないけど、やっぱり我々のね、田舎の生活の実態としてはね、実態とマッチしてない2万円の使い方、2万円ポイントの使い方っていうかな、そのことを指摘したいと思うんですが、そのことについてどうですか、お考えとしては。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 制度としてですが、非常に来られる方、特に高齢者の方々ですけども、やはり同じく、正直申し上げると、使えないカードをお持ちの方もいらっしゃる、そのカードの説明をさせていただくんですけども、そうは知らなかったとかいう方もいらっしゃいます。それで、おっしゃるとおりですが、今、国の政策としてこれ進められていることでございまして、なおかつ今月末という

ことで勧められていることでございます。私どもにできることは何かということでございますけども、今月は、これから議会が終わってからですけども、各地区公民館に出向かせていただいて、地域の方々にこういったご説明の機会と申請のサポートをさせていただこうと思ってます。その際に、マイナポイントについても分かりやすく、置戸町であればこういった使い方ができますよということも言えるかなと考えております。今後おそらく国が目標としているマイナンバーカードの取得率に達していないというところから見ますと、おそらく今後も何かしかのこういったマイナンバーカードに関する国の政策が打ち出されるのではないかと思います、引き続きまして分かりやすい、町民の皆様にも分かりやすいですね、説明を行政としても町としても責任を持って進めてまいりたいと考えております。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 最後になりますけどね、ちょっとニュースっていうのかな、情報では、この取得率に応じて交付税の算定の基礎としたいというような、そんな暴言っていうかな、国の言い方なんですよね。確かに、これは普及させるのは大事なことで、将来的にこうやって国民がね、皆さん番号制度とは言わないけど、こういう番号をしょっていろんな手続きに簡素化させるっていうのは大事なことなんだけど、ただ、その利用がさっき言ったとおりね、やっぱり地域によってまちまちだと思うんだよね。それに差をつけて交付税の算定の措置を上げたり下げたりとかね、使いづらい2万円のポイントを付与して、これも税金のね、本当にこれは国民皆さんにね、行き渡るような公平な税の使い方なのかっていうことをね、厳しく意見を求められたときにはですね、地方の声としてぜひ声を上げてほしいと思うんですね。そんななかですね、我々は努力せんきやならないし、これの登録に対してですね、肅々としなきゃならないと思うので、そんなことを含めてね、非合理性っていうのかな、この制度の実態というか、方向は分かるんだけど、やり方っていうか、方法論がね、こういった過疎地の田舎の地域とは、ちょっとマッチしてないよっていう、どっかでその辺はですね、国なり道なりを通してですね、指摘していただきたいと思います。これは私の意見ですので、よろしく。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページ。8ページ、9ページに移る前に、しばらく休憩します。

午後1時から再開します。

休憩 12時00分

再開 13時00分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の質疑を続けます。

〈議案第47号 令和4年度置戸町一般会計補正予算(第4号)〉

○岩藤議長 議案第47号 令和4年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第4号)。

歳出。8ページ、9ページ。

3款民生費、1項社会福祉費、2項児童福祉費。4款衛生費、1項保健衛生費。6款農林水産業費、1項農業費。

質疑はありませんか。

1 番 石井議員。

○1 番 石井議員 認定こども園等運営に要する経費。今回、ICT化をするということなんですが、ぜひともバスの乗り降りに関して忘れることのないように、こういう機器を使って有効に使ってほしいという要望をしておきたいと思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 今回のICT化につきましては、それぞれ検討のプロジェクトが立ち上がったなかで進められておりますので、その部分につきましても、どنگりの方に要望したいというふうに思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

2 番 小林議員。

○2 番 小林議員 一番上の、高齢者世帯の生活支援活動なんですが、先般、国の補正予算で低所得者層には5万円の援助をするというような話があったと思うんですが、これは12月に補正するんですか。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 今、5万円給付につきまして、国からやっと少しずつですが情報が下りてきてまいりました。まだ中身につきましては、詳細になるものがきておりませんので、なかなかいつ出せるかっていうことは、ちょっと難しいかと思われるのですが、情報が下りて、それから額が確定っていうか、どういう人にあたるかっていうものが確定次第、早急に予算化を考えたいと思っておりますので、そのときはよろしくお願いいたします。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

10ページ、11ページ。

2項林業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

12ページ、13ページ。

7款商工費。8款土木費、2項道路橋梁費。9款消防費。

質疑はありませんか。

6 番 高谷議員。

○6 番 高谷議員 道路橋梁維持管理に要する経費ということで、今回、砂利とかトラフの購入ということだったんですが、今回の三度にわたる集中豪雨というか、これがかかなり大きな影響を及ぼしたというふうに思うんですが、うちの近所でもそういうところがあるんですけども、これはそういう被害のためにこれだけさらに資材が必要になったということでよろしいでしょうか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 今年、本年の6月から8月にかけての大雨によりまして、議員のご質問のとおり、トラフですとか、コンクリート管、修繕に使っておりますので、今後のですね、これから台風季を迎えますのでそれらに備えてですね、購入するものでございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番 阿部議員。

○3番 阿部議員 若者交流センター管理に要する経費のところで、乾燥機の購入ということでありましてけれども、お話いただいたんですが、男性が何人入居、女性が何人入居、もう一度お知らせいただきたいと思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 現在の入居者、男女別の入居者数かと思いますが、ちょっと今数字持ち合わせておりませんので、後ほどご報告させていただきます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 新型コロナウイルス感染症に要する経費のなかで、生活支援物資の備蓄ということで、20セットということで説明あったんですが、ご承知のとおり、今非常に猛威を振るって感染者も増えて、北海道でも最大8,000人ぐらいと。これいわゆる陽性で自宅待機なりそういうふうになった方には、この支援物資が届くわけなんですが、道の支援を待ってたんでは、感染した人はすでに回復して復帰するぐらいまで物資が届いてこない、そんな状況が続いているので、これは町村に物資の供給について代わってというか早急になるべく早く支援物資が感染者に届くと、そういうことを目的として備蓄ということでよろしいんでしょうか。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 現在、保健所を通じて北海道から物資が届けられるんですけども、大体以前ですと、2日、3日で届いていたのが1週間以上かかるということで本当に困っているというお声がありましたので、早急にですね、ここに資料つけた部分を取り急ぎ、お電話をいただいたらすぐ届けられるということで備蓄をさせていただくということでございます。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員 それは要するに、道だとか、今その例の保健所からの依頼ということで用意するのか、それとも、置戸町が単独で独自にそういう備蓄を先駆けてやるってということなのか。どっちなんですかね。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 町単独で用意して道が届く前に届けると。北海道とは別に町が独自で用意をして必要な方に届けると、そういう事業でございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 同じところなんですけど、実は、ちょっと身近な人間でコロナにかかりまして、いつそういったものが送られてくるのかなというふうに思っていたところなんですけど、実は、親類、知人等の支援を受けられる人には届かないということを聞きまして、惜しいことをしたなって、言い方悪

いんですけども、これしかしながらですね、親類、知人の支援を受けられる方にとっても非常に助かる部分というのがあると思うので、ある程度の相談を受けたときには、そういったそれぞれの事情等があるかもしれませんけども、こうやって対応していただければなというふうに思うのと、濃厚接触者または同居者世帯につき1セット、これ本当に家族の多いところはどうするんだろうと。その辺で世帯に対して1セットという部分も相談に応じて対応していただければなというふうに思います。

それから、住宅確保事業という部分でありまして、実は、うちの妻が一度利用させていただいているんですけども、若者交流センターもしくはトレーラーハウス、きっとトレーラーハウスっていうのは、ないのかなというふうに思っているんですけども、実際に、トレーラーハウスに収容するというようなのが可能なかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 私の方からは、相談のときの対応の仕方についてお答えさせていただきたいと思います。一応、どうしても必要な方ということがまず第一になるんですが、どうしても親類、それからご友人がいらっしゃる方でも頼めないという状況の方もいらっしゃいます。そうした方のためには、やはりどうしてもすぐに必要ということでありますので、その方たちにつきましては、臨機応変に対応させていただいているところでございます。

それから、支援品の内容の部分につきまして、療養者、それから濃厚接触者に対しては、一人につき1セットとなっております。ただ、同居者につきましては、外出は特に規制はされておりませんので、当面の間のまず一世帯で1セットという形でさせていただいたというところでございます。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 私の方からは、宿泊施設の方の関係でお答えをさせていただきたいというふうに思います。今、福祉センター長の方からお話がありましており、コールセンターの方でまずご案内をさせていただきます。そののち住宅確保につきましては、私の方にお話が届きまして、その後、私の方でそれぞれの施設とゆうゆの方と若者交流センターの方とご相談をさせていただきます。トレーラーハウスにつきましては、コロナ感染症対策ということで対策をしている建物でもあることから、あそこの建物に泊まっていただくということは可能でございます。ただし、宿泊予約がされている場合について、そのお客さんをキャンセルしてまでもという対応は致しかねますので、その辺の空き状況、それから周辺の状況を見ながら若者交流センターにするか、トレーラーハウスにするかというのを判断させていただこうというふうに考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、先ほどの阿部議員の質疑に対して答弁漏れがありました。答弁がありますので答弁を許可します。

産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 先ほどの阿部議員からのご質問でございます。若者交流センターの現時点での利用状況につきましては、8月末日現在になります。男性が11名、11室。女性が7名、7室。合計で18名が現時点で長期利用ということになります。このほかに短期の利用の部屋は空けておりますが、一応、長期利用ということで18室埋まっているということになります。

○岩藤議長 それでは、次のページへ進みます。

14ページ、15ページ。

10款教育費、1項教育総務費、4項社会教育費、5項保健体育費。

質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 上段の負担金なんですけれども、私も小中、高校とPTA役員をやっております、こういったPTAの全道大会的なものが道内各地持ち回りで実施されていたことは存じ上げているところなんです、確か小中学校の部と高校の部で分かれていたような気がするんですが、まずそういった部分でどちらの方のブロック大会なのか。それから北見で行われるということで北見の主幹校、分かれれば教えていただきたいと思います。

○岩藤議長 学校教育課長。

○大戸学校教育課長 すいません。主幹校というか、事務局なんですけれども、ちょっと整理させていただきたいと思います。今ちょっと手元にございませんので、ちょっとお時間いただければと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 公民館管理運営に要する経費の勝山公民館の改修工事のなかで、この図面を見ますと、休憩室が職員の方が休憩するところには冷暖房用エアコンというのが配置されているんですが、その左側、全体的な、そのなんて言うのかな、局舎全体のなかのエアコンというのは、どういうふうになってますか。冷房装置っていうのはついてますか。

○岩藤議長 社会教育課長。

○須貝社会教育課長 今回の改修につきましては、できるだけ既存の設備を使っでの改修になります。休憩室には機械設備として69万3,000円計上しておりますのが、エアコン、それからFFのストーブ類になります。その他の部分につきましては、既存のエアコン、空調、エアコン設備がもうすでにありますので、天井の改修に伴い、電灯とかの入れ替え等の工事もございますけれども、エアコンにつきましては、その他の部分は既存のエアコンの活用となります。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 改修とはちょっと離れるんですけど、基本的には改修終わったら契約をして賃貸契約になると思うんだけど、有償っていうことを聞いてますが、具体的にそれはその郵政の方と有償についてのですね、なんて言うのかな、詰めていうのか、話し合っているのか、そういったことは具体的に進んでいるのでしょうか。

○岩藤議長 社会教育課長。

○須貝社会教育課長 今回、公民館内にこういった郵便局が入るということで、集会施設等に併設ですとか全国的にもちらほらと出てきておりますが、公民館のなかに郵便局が入るというのは全国でも数少ないなかで、今回、方向性としたしましては、公民館の貸館としてですね、使用料の設定をいたしまして使用していただくというような形で進めております。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 貸館だから要するに有償で年間いくら、月額いくら分からないけど、そういう方向で金額はこれから詰めていくってということで、そういう理解でよろしいですか。

○岩藤議長 社会教育課長。

○須貝社会教育課長 そちらの方は今後ですね、公民館の使用料の部分になりますので、条例改正等でご説明をしていきたいと考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 先ほどの石井議員の質疑に対して答弁がありますので、答弁を許可します。

学校教育課長。

○大戸学校教育課長 このPTAブロック研究会は、小中学校のPTAです。小中学校のPTAとして、主に中心となっているのは、オホーツク中部地区PTA連合会が中心となっております。事務局は、北見市立緑小学校内にあるというふうな状況です。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 今回は、コロナの関係でリモートの大会ということで、置戸はどちらかというと北見の地元的な部分で、置戸としてどれだけの参加者を想定しているのか。また、そのリモートの大会を受ける場所と言いますか、そちらの方までは考えが至っていないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○岩藤議長 学校教育課長。

○大戸学校教育課長 これにつきましては、オホーツク管内の北見地区とオホーツク管内につきましては、地元の直接会場に出向いての参加になります。それ以外のところのPTA及び関係者につきましては、リモートっていう形で、そのリモートの数が大体600名というふうに聞いております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。10款地方交付税。14款国庫支出金、2項国庫補助金。15款道支出金、2項道補助金。18款繰入金、2項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

2番 小林議員。

○2番 小林議員 マイナンバーの関係でちょっとお聞きしたいんですけども、カードは町民生活課でやっているし、それから、マイナポイントは企画課でやっているったら、どうもこうちぐはぐでないかっていう感じするんですが、今後あのたくさん登録者をするのには、企画と町民生活課が一緒になってやるのが一番いいんでないかと思うんですが、その辺どういう考え方持ってますか、町長。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 先ほどもご質問いただきましたが、マイナポイントの事業が今月中の申請にされた方がマイナポイント事業になるということで、多くの方々にマイナンバーカードを取得していただきたいですし、それからマイナポイントを利用していただきたいと考えております。先般、9月1日付けの人事異動で、自治体DX推進係に1名、マイナンバーとマイナポイントの取得についての主に専任で担当していただく職員を配属をされたところでございます。課としましては、企画財政課に所属させますけれども、町民生活課とマイナンバーカードの取得も含めたトータルの動きをしていこうということで、課の連携を図りながらですね、その担当職員通じて推進をしてまいりたいというふうに考えております。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 ちょっと受ける側からいうとね、マイナンバーカードをもらっただけではポイントもらえませんから、これからその年寄りや老人クラブや何かにたくさんやって、さっき課長言ったよね。そのときに、そういうものをきちっとね教えないと、カードを作っただけでもうこれで2万円もらえるんだっていう判断が先にきちゃうと思うんですよ。だからその辺ね、もうちょっと丁寧に説明しないと分かんないし、これをもらってカードを使って、お金を使って、そしてポイントがくるんですって言わないと、お金どこで使うんですかって聞いたときに、そんなもの私できませんよって帰ってくると思うんですよ。だから、広めることとポイントの関係は一緒に話すことがいいのかわかったら、年取った人には無理かなという感じするんですよ。カードの方はね、いろいろ病院や何かに今度は使うっていうことになると思うのでそれはいいと思うんですけど、ただ作ったら2万円もらえるよっていう宣伝をしすぎると逆効果でないかと。お前ら嘘言っているんでないかって言われるときがくると思うんですよ。だから、その辺丁寧にねやらないと年寄りは難しいなというふうに感じます。まあ返答はいらんですよ、その辺十分考えてやっていただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、産業振興課長に聞きたいんですけども、ドローンで7万円、今回補正しましたよね。今回、登録だけでやるっていうような話ですけども、今後こう、この間もどっかでやったときに、人の頭にぶつかって怪我したっていう話がありますよね。やっぱりドローンは今度登録しないと使えなくなるし、それだけでは今度だめでね、今度資格を取らんきゃだめだと。宝の持ち腐れにならないようにしないと、その辺これからどうしていくのかちょっとお聞きしたいと思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 今後のドローンの考え方についてというご質問かというふうに思います。ただいま議員からお話があったとおり、手続き上、登録をしなきゃならないということで登録はさせていただきます。今回、その予算を計上させていただきました。ご承知のとおり、使わなければ宝の持ち腐れになりますし、じゃあ使う人がいるのかと、操縦できる人がいるのか。操縦に慣れてなければ事故のリスクも高くなります。森林組合さんの方ともですね相談いただきながら、うちの職員も含めて、まずその辺の操作方法を十分に覚えながら、そのあとの調査等に使っていきなというふうに考えております。ただ、それぞれ現場も持たれておりますので、空き時間を見ながらですね、またその辺は協議させていただきたいなというふうに考えているところです。

○岩藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第48号 令和4年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 議案第48号 令和4年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書（第1号）、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、上段、歳入に進みます。

2. 歳入。3款道支出金、1項道補助金。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第49号 令和4年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 議案第49号 令和4年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書（第1号）、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、上段、歳入に進みます。

2. 歳入。2款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第50号 令和4年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 議案第50号 令和4年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書（第1号）、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、上段、歳入に進みます。

2. 歳入。5款繰入金、2項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案第44号から議案第50号までの7件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。

意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。説明員の方は、そのまま自席でお待ちください。

休憩	13時31分
再開	13時37分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第44号から議案第50号までの7件を通して質疑漏れはありませんか。

3番 阿部議員。

○3番 阿部議員 一般会計の歳出、総務費のなかですね、コミュニティホール高圧構内配電線路改修工事ということで、380万円の追加になっておりますが、もう1回くわしく説明をいただきたいなということでございます。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 議案第47号説明資料、コミュニティホール高圧構内配電線路改修工事の図面をご覧くださいんですが、当初、上の道道、大通り裏手からですね、青線で引かれている、これ既存の高圧線なんです、これを引き抜きまして、コミュニティホールのなかに設置してます、変圧器のところの側のビニールっていうんですかね、覆ってるビニールがもう劣化してなかの銅線がむき出しの状態にありますので、何らかのショートですとか、そういうところになりますと、停電ですとか、火災ですとか、そういう恐れがありますので、緊急的に点検時に早急に修繕した方がいいよというご指摘をいただいてましてですね、当初そういう形で修繕という形で当初予算で修繕料含みですけども320万円を計上してやろうとしていたんですが、点線の部分がですね、通常ピットがあればですね、ピットに潜って線だけ抜くっていう作業ができるんですが、直に高圧線が地中に埋まっているという状況にありました。それで掘り返しますと、当然そこバス路線ですし、改修するのにも掘り返して全部またピットも入れ直すとなると、裏手の配線をするよりですね高額になるということで、それで掘り返せないということが分かりましたので、裏手の図書館側から電柱を必要数建てて、そこに高圧線を這わせてですね、それで青の実線と赤の実線という、そういう修繕の方法を取らざるを得なかったということですね、既存の320万円にプラス380万円で、総体で700万円の工事ということで施工させていただきたいということでございます。

○岩藤議長 3番。

○3番 阿部議員 そうしますと、ここの図面でいきますと、赤線に丸がついているところが電柱と言っていましたね。赤から青に変わるところからは、どういう工事になりますか。これは上這わせてではないですね、地下にいくんですから。赤線から青に変わる場面がありますよね。そこから旧線路からコミュニティホールに持っていくこの間の工事は、どういうふうな形でやられるんですか。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 青の実線、建物に入るまでの間はですね、空中を這わせます。それで建物のなかに引き込んで、変圧器のある部屋の方に引き込んでいくというような工事になります。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

総務課長。

○鈴木総務課長 ちょっとあの私の説明が間違っておりましてですね、下を潜るピットがあるようです。ここで見ますと、公民館側って書いてるちょっと上の方に、お客様柱というのがあってと思います。おそらくそこに1本電線が立っているはずなんです。それにまず繋いで、その四角のところにおそらくピットがあると思いますので、そのピットを地下を通してですね、上の方のピットですね、四角のところを通して、インターロックを一部取り外してピット構内、中のコミュニティホールのなかの方に引き込むというような形になろうかと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第44号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例から議案第50号 令和4年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)までの7件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第44号から議案第50号までの7件について討論を終わります。

これから、議案第44号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例から議案第50号 令和4年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)までの7件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第44号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第44号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第44号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

す。

議案第４５号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第４５号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第４６号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第４６号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第４６号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第４７号 令和４年度置戸町一般会計補正予算（第４号）から議案第５０号 令和４年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）までの４件を一括して採決します。

議案第４７号から議案第５０号までの４件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第４７号 令和４年度置戸町一般会計補正予算（第４号）から議案第５０号 令和４年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）までの４件については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 決議案第２号 事務検査に関する決議

○岩藤議長 日程第１０ 決議案第２号 事務検査に関する決議を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

５番 澁谷恒壹議員。

○５番 澁谷議員〔登壇〕 ただいま議題となりました、決議案第２号 事務検査に関する決議について、趣旨の説明を申し上げます。

本案は、９月１２日の本会議において、決算審査特別委員会に閉会中の継続審査として付託されました、令和３年度置戸町一般会計・各特別会計歳入歳出決算の認定について、委員会における審査に万全を期するために、地方自治法第９８条第１項の規定により、関係書類の提出を求め事務検査を行うことができるよう提案したものです。

決議の内容ですが、１．検査事項は、令和３年度置戸町一般会計・各特別会計歳入歳出決算に関する事項。

２．決算方法は、（１）関係書類及び財産に関する書類等の提出を求める。（２）検査は、決算審査特別委員会に付託して行う。

3. 検査権限、本議会は、1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任する。

4. 調査期限、決算審査特別委員会は、1に掲げる検査が終了するまで閉会中もなお検査を行うことができる。

以上の内容による決議であります。よろしく審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。趣旨の説明を終わります。

○岩藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、決議案第2号 事務検査に関する決議を採決します。

決議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、決議案第2号 事務検査に関する決議については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 意見書案第7号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する要望意見書及び

◎日程第12 意見書案第8号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める要望意見書

————— 2件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第11 意見書案第7号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する要望意見書及び日程第12 意見書案第8号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める要望意見書の2件を一括議題とします。

お諮りします。

意見書案第7号及び意見書案第8号の2件については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第7号及び意見書案第8号の2件については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、意見書案第7号及び意見書案第8号の2件について一括質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、意見書案第7号及び意見書案第8号の2件について一括討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第7号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する要望意見書及び意見書案第8号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める要望意見書の2件を一括採決します。

お諮ります。

意見書案第7号及び意見書案第8号の2件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する要望意見書及び意見書案第8号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める要望意見書の2件については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○岩藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○岩藤議長 これで本日の会議を閉じます。

令和4年第6回置戸町議会定例会を閉会いたします。

閉会 13時55分